

後任者引継文書
事務連絡
令和6年7月5日

調一・国調管 ハッ塚

大分類	共通（その他）
中分類	軽易な事項に係る意思決定 又は確認を行うための書類
保存年限等	事 2026年6月末

課長殿
特別国税調査官 殿
統括国税調査官 殿

国際調査管理課長（認印省略）

海外情報の入手手続等について

標題のことについて、以下根拠規程に基づき、下記のとおり定めたので、適切に実施願います。

(根拠規程)

平成16年7月1日付調1-293「調査課事務提要の制定について」(事務運営指針)

令和6年7月2日付国税庁調査課事務連絡「国際課税分野における体制再編後の事務手続等について」

(趣旨)

調査課事務提要第5章第10節3「海外情報の入手手続等」、に規定された項目について、局内における事務手続を明確化し、事務の適切かつ円滑な運営に資するため、所要の手続を定めるものである。

記

1 租税条約等に基づく相手国等との情報交換

租税条約及び税務行政執行共助条約（以下「租税条約等」という。）の規定に基づく情報交換に関する事務手続については、以下(1)～(4)のとおり実施する。

なお、台湾との情報交換に関する事務手続については、本事務連絡に準じて処理することとし、根拠法等の違いに基づく留意事項については「2 台湾との情報交換に係る事務手続」による。

（根拠規定：平成 15 年 4 月 7 日付官際 1－20 ほか 5 課共同「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について」（事務運営指針））

(1) 要請に基づく情報交換に係る事務手続

イ 相手国等への情報提供要請

(1) 情報提供要請の進達

A 相手国等への情報提供要請に係る進達文書案の作成及び提出

調査第一部（調査部門（特命担当）、国際調査課、主任国際税務専門官、特別国税調査官（国際担当）、国際調査部門及び外国法人調査部門を除く。）、調査第二部、調査第三部及び調査第四部の調査担当者（以下「調査担当者等」という。）は、調査等において、租税条約等の我が国以外の締約国、締約者又は片務的情報提供実施手続を有する者（以下「相手国等」という。）に対して課税処分に必要な情報（国内において入手することが困難なものに限る。）の提供を要請する必要が生じた場合には、様式 1 「租税条約等に基づく（　）税務当局への情報提供要請」（以下「進達文書案」という。）を作成し、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課（調査サポート担当）へ提出する。

（注） 1 [REDACTED]

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

2 次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合には、様式 1 に理由を付記した上、その旨を記載する。

- (1) 情報交換ミーティング（情報交換ミーティングについては、「(3)イ情報交換ミーティングの概要」参照）を実施する必要がある場合
- (2) [REDACTED]

3 国税通則法（以下「通則法」という。）第 71 条第 1 項第 4 号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の適用（以下「更正決定等期間制限の特例」という。）を予定している場合には、進達文書案の作成に当たり、「イ(ト) 更正決定等期間制限の特例」に規定する手続きを行う必要があることに留意する。

(根拠規定：令和4年6月24日付課総9-40ほか5課共同「国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に係る事務実施要領の制定について（指示）」)

4 情報提供要請がグループリクエスト（相手国等に対して、租税に関する調査の対象である納税者を特定することなく一定の条件を満たした納税者の集団に係る情報の提供を求めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、調査担当者等は、国際調査管理課（調査サポート担当）に事前相談を行う。

なお、グループリクエストに該当する要請を行う場合には、様式1に代えて様式2「租税条約等に基づく（　）税務当局へのグループリクエスト」を使用する。

B 進達文書案の審査及び進達

国際調査管理課（調査サポート担当）は、調査担当者等から提出された進達文書案の内容を審査し、必要に応じて加除訂正を行い、原則として進達文書案が提出された日から概ね1か月以内に、調査総括課と合議の上、庁調査課へ進達する。

(d) 相手国等から受領した情報の回付

国際調査管理課（調査サポート担当）は、庁調査課から上記(i)の要請により相手国等から受領した情報の回付を受けた場合には、当該情報に係る回報書及び様式3-1「要請に基づく／自発的（ルーリングを除く）情報交換事案の管理表」（以下「管理表」という。）を作成の上、相手国等から受領した情報とともに、各部併任国際税務専門官を経由して特別国税調査官又は統括国税調査官（以下「統括官等」という。）へ速やかに回付する。

統括官等は、実地調査での活用の可否及び否の場合はその理由を管理表に記載し、回付を受けた月の翌月の末日までに、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課（調査サポート担当）へ提出する。

なお、相手国等から受領した情報により、新たに確認すべき事項が認められる場合は、相手国等への追加要請等の必要性を検討する。

おって、当該情報がグループリクエストに係るものである場合には、管理表の作成は要しない。

(e) 相手国等から受領した情報の活用等

統括官等は、相手国等から受領した情報の内容に応じて実地調査の対象とするなど、当該情報の早期の活用を図るとともに、今後の実地調査で活用する必要があると認められるもの等については、管理表により的確に管理する。

また、統括官等は、当該情報の利用目的を調査から訴訟に変更する必要が生じた場合には、その旨を国際調査管理課（調査サポート担当）を通じて庁調査課に通知する。

(f) 相手国等から受領した情報の開示

調査担当者等は、相手国等からの回答文書に納税者に開示すべきでない旨の記載がある場合を除き、調査等の対象となっている納税者に相手国等から受領した情報を開示することができる。

なお、開示に当たっては、調査等において必要な範囲について口頭又は別途作成したメモの提示等によることを原則とし、入手した資料を安易に開示することのないよう留意する。

(木) 相手国等への情報提供要請事案の進捗管理

統括官等は一般事務整理簿を、国際調査管理課(調査サポート担当)は様式4「要請に基づく情報交換管理簿(相手国等への要請)」を用いて、相手国等への情報提供要請に係る事務処理の進捗状況を管理する。

(ヘ) 相手国等から受領した情報の活用事績等の報告

調査担当者等は、相手国等から受領した情報を活用した場合には、当該情報を端緒とした増差所得等の有無にかかわらず、様式5「要請に基づく情報交換事案活用事績・自発的情報交換事案活用事績」(以下「活用事績報告書」という。)を作成し、調査総括課長までの決裁を受けるとともに、決裁を受けた活用事績報告書の写しを、事案を処理した月の末日までに、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出する(ただし、イ(ロ)において、相手国等から受領した情報を実地調査で活用できないと判定し、その理由を記載した管理表を国際調査管理課(調査サポート担当)に提出した場合で、かつ、実地調査等で活用しなかった場合には、活用事績報告書の作成及び提出を不要とする。)。

なお、活用事績報告書の原本は税歴簿に保管する。

(ト) 更正決定等期間制限の特例

A 「60日依頼チェックシート」の作成及び「国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について」の交付

納税者に対し60日を超えない範囲で期限を定め国外取引等に関する書類の提出等を求める場合(以下「60日依頼」という。)には、調査担当者等は、様式21「60日依頼チェックシート」を作成し、統括官等の決裁を受けた後、様式22「国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について」を作成し、統括官等の確認を受けた上で、原則として納税者に手交する。

B 進達文書案の提出期限

60日依頼の行使後、検討の結果、情報提供要請を行う必要があると判断した場合には、原則として更正決定等期間制限の特例が適用される情報提供要請期限(通則法第70条の規定により更正決定等することができないこととなる日の6月前の日の前日)の90日前までに庁国際業務課へ進達を行う必要があることから、調査担当者等は、当該進達期限の30日前までに進達文書案を国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出することに留意する。当該期限までに提出することが困難と認められる場合には、速やかに国際調査管理課(調査サポート担当)へ連絡する。

C 紳税者への通知

更正決定等期間制限の特例の適用を予定している情報提供要請を外国税務当局へ行った場合、納税者に対してその旨及び要請を行った日を通知する必要があることから、当該事項について、庁調査課から伝達を受けた国際調査管理課(調査サポート担当)は、速やかに各部併任国際税務専門官を経由して調査担当者等へ伝達する。

伝達を受けた調査担当者等は、様式23「租税条約等の規定に基づく情報提供要請を行った旨の通知書」を作成し、統括官等の確認を受けた上で、情報提供要請を行った日から3月以内に納税者に通知する。

D 申告書等の引継ぎ

60日依頼を行った上で情報提供要請を行った課税期間に係る申告書、決議書等の書類（以下「申告書等」という。）については、当該申告書等の保存期間の満了時点において情報提供要請を行った日から起算して3年を経過していない場合には、保存期間について当該申告書等の保存期間を情報提供要請を行った日から起算して3年を経過する日の属する各編さん区分の末日まで延長することに留意する。

更正決定等期間制限の特例の適用に当たって作成したチェックシート等は、実地調査終了後、税歴簿に編てつする。

口 相手国等からの情報提供要請

(イ) 情報収集担当者の指名

国際調査管理課長は、庁調査課から相手国等からの情報提供要請の回付を受けた場合には収集すべき情報の内容を確認し、必要に応じ関係課との調整を行い、調査総括課長を通じて当該情報の収集を行う国際税務専門官（以下この節において「情報収集担当者」という。）を指名する。

(ロ) 情報収集の手続

情報収集担当者は、次に掲げる区分に応じた手続に従い、速やかに情報収集を行い、様式6「租税条約等に基づき（　国(者)）の税務当局に提供する情報の内容」を作成する。

(注) 1 租税条約等に、要請に不備があった場合又は一定の期間内に回答できない場合に当該不備又は回答できない理由等を一定の期間内に通知する旨規定されている場合には、当該期間に留意する。

2 情報収集担当者は、本文の情報収集依頼を受領してから、原則として45日以内に当該情報を収集し、庁調査課に回付することとする（45日以内に情報を収集し、庁調査課に回付できない場合には、その旨及び収集できない理由を45日以内に庁調査課に連絡することとする。）。

A 収集すべき情報が部内資料から把握できる場合

情報収集担当者は、情報提供のための質問検査権は行使せず、申告書等の部内資料から把握する。

B 収集すべき情報が部内資料から把握できない場合

情報収集担当者は、要請が質問検査権の不行使事由に該当しないことを情報提供要請回付時に添付された様式7「租税条約等実施特例法第8条の2上及び租税条約等上の情報不提供事由並びに質問検査権の不行使事由に関する検討」により確認した上、情報収集を行う。

なお、情報収集担当者は、当該要請が租税条約等実施特例法第8条の2上及び租税条約等上の情報不提供事由に該当するおそれがあると認められる場合又は質問検査権の不行使事由に該当するおそれがあると認める場合には、国際調査管理課（調査サポート担当）に連絡する。

また、情報提供のための質問検査権の行使に当たっては、相手国等が開示すべきでないとしているものを除き、情報収集先に対して、適宜次の事項を説明する。

- (A) 相手国等への情報提供のための質問検査権の行使である旨
- (B) 当該要請を行った相手国等
- (C) 当該要請を行った相手国等における調査対象者

- (D) 当該情報収集先が当該要請において特定されている旨
- (E) 相手国等から提供を要請されている情報
- (F) 当該要請が、租税条約等実施特例法第8条の2上及び租税条約等上の情報不提供事由に該当せず、かつ、質問検査権の不行使事由に該当しない旨

(注) 1 租税条約等に、要請の不備があった場合又は一定の期間内に回答できない場合に、当該不備又は回答できない理由等を一定の期間内に通知する旨規定されている場合には、当該期間に留意する。

2 情報提供のための質問検査権の行使は、租税条約等実施特例法第9条に基づくため、通則法「第七章の二 国税の調査」の各規定は適用されないことに留意する。

(八) 収集した情報の提出及び報告

情報収集担当者は、作成した様式6を、収集した情報とともに国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出する。その際、相手国において当該情報を納税者へ開示することに支障があると認められる場合には、理由を付した上、その旨を記載する。

国際調査管理課(調査サポート担当)は、調査総括課と合議の上、情報収集担当者が収集した情報を庁調査課へ報告する。

(注) 國際的な基準としては、我が国が相手国等から情報収集の要請を受けた日から90日以内に要請された情報を提供すること又は当該要請の進捗状況を通知することとされている。

(2) 自発的情報交換に係る事務手続

イ 相手国等への自発的な情報提供

調査担当者等は、調査等の過程で収集された相手国等(要請に基づく情報交換のみを規定している租税条約等の相手国等を除く。)の納税者に関する情報で相手国等にとって有効と認めるものを把握した場合には、様式8「租税条約等に基づき()税務当局に自発的に提供する情報の内容」を作成し、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出する。その際、相手国等において当該情報を当該相手国等の納税者へ開示することに支障があると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。

国際調査管理課(調査サポート担当)は、調査総括課と合議の上、当該情報を庁調査課へ進達する。

ロ 相手国等からの自発的な情報提供

(イ) 相手国等から受領した情報の回付

A ルーリングに係るもの以外のもの

国際調査管理課(調査サポート担当)は、庁調査課から自発的情報交換(ルーリングに係るものを除く)により相手国等から受領した情報の回付を受けた場合には、当該情報に係る回報書及び管理表を作成の上、相手国等から受領した情報とともに、各部併任国際税務専門官を経由して統括官等へ速やかに回付する。

統括官等は、実地調査での活用の可否及び否の場合はその理由を管理表に記載し、回付を受けた月の翌月の末日までに、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出する。

B ルーリングに係るもの

国際調査管理課(調査サポート担当)は、庁調査課から自発的情報交換(ルーリングに係るもの)により相手国等から受領した情報の回付を受けた場合には、様式9「ルーリング情報活用名簿」(以下、「ルーリング名簿」という。)を作成し、各部併任国際税務専門官を経由して統括官等へ周知する。

(注) ルーリングとは、平成27年10月に経済協力開発機構(OECD)が公表した税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画5最終報告書において自発的に関係国に提供することとされた、税務当局による特定の納税者の課税関係に関する決定、伝達その他の行為で他の国の租税収入に影響を及ぼしうるものをいう。

(d) 相手国等から受領した情報の活用等

A ルーリングに係るもの以外のもの

統括官等は、相手国等から受領した情報の内容に応じて実地調査の対象とするなど、当該情報の早期の活用を図るとともに、今後の実地調査で活用する必要があると認められるもの等については、管理表により的確に管理する。

B ルーリングに係るもの

統括官等は、ルーリング名簿の内容を確認し、必要に応じて、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課(調査サポート担当)に連絡の上、相手国等から受領した情報の写しの回付を受け、実地調査時の参考とするなど、当該情報の活用を図る。

(h) 相手国等から受領した情報の活用事績等の報告

A ルーリングに係るもの以外のもの

調査担当者等は、相手国等から受領した情報を実地調査等で活用した場合には、当該情報を端緒とした増差所得等の有無にかかわらず、活用事績報告書を作成し、調査総括課長までの決裁を受けるとともに、決裁を受けた活用事績報告書の写しを、事案を処理した月の末日までに、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出する(ただし、口(d) Aにおいて、相手国等から受領した情報を実地調査で活用できないと判定し、その理由を記載した管理表を国際調査管理課(調査サポート担当)に提出した場合で、かつ、実地調査等で活用しなかった場合には、活用事績報告書の作成及び提出を不要とする。)。

なお、活用事績報告書の原本は税歴簿に保管する。

B ルーリングに係るもの

調査担当者等は、相手国等から受領した情報(ルーリングに係るもの)を実地調査等で活用した場合で、当該情報による活用効果があった場合には、活用事績報告書を作成し、調査総括課長までの決裁を受けるとともに、決裁を受けた活用事績報告書の写しを、事案を処理した月の末日までに、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課(調査サポート担当)へ提出する。

なお、活用事績報告書の原本は税歴簿に保管する。

(3) 情報交換ミーティングの活用

イ 情報交換ミーティングの概要

情報交換ミーティングは、租税条約等に基づく情報交換のため相手国等へ調査官を派遣する制度であり（相手国等から我が国に調査官を受け入れる場合も含む。）、租税条約等の情報交換規定に基づく情報提供要請の一形態である。情報交換ミーティングを実施する場合、原則として、局の調査担当者等が相手国等に出張し、庁国際業務課の情報交換に関する権限ある当局（情報交換担当課長補佐等）とともに、相手国等の情報交換に関する権限ある当局（以下「相手国税務当局」という。）に対し、要請内容等の説明を行う。

なお、情報交換ミーティングの実施に当たっては、相手国税務当局による事前の承諾が必要となる点に留意する。

ロ 情報交換ミーティングの主たる対象事案

次に掲げる複雑な事案等については、情報交換ミーティング等を積極的・効果的に活用し、取引の実態解明に努める。

(イ) 的確な回答を得ることが困難と見込まれる事案

複雑な取引に係る情報提供要請で、文書による情報提供要請のみでは、要請の意図や要請内容に関する相手国税務当局の正確な理解を得ることができず、その結果、的確な回答の入手が困難と見込まれる事案

(ロ) 迅速な処理を要する事案

更正等の期限が迫っている事案や、資産の海外移転等により徵収が困難となるおそれがある事案など、迅速な処理を要する事案

(ハ) 波及的な効果が見込まれる事案

相手国においても課税上の問題があると想定される事案や、相手国の納税者も含めた他の納税者においても同様の取引が行われていることが把握され、同様の課税上の問題が見込まれるなど、波及的な効果が見込まれる事案

【参考】
[REDACTED]

ハ 情報交換ミーティングの実施が必要な場合の事務手続

上記ロに該当し情報交換ミーティングの実施が必要な場合には、1(1)イ(イ)Aに記載のとおり、様式1の作成に当たって理由を付記した上、その旨

を記載する。

(4) 情報交換に係る守秘義務

租税条約等の規定に基づく情報提供のための調査に関する事務に関して知ることができた秘密については、国家公務員法及び通則法上の守秘義務が課されていることに留意する。

また、情報交換により相手国等から提供を受けた情報の活用に当たっては、通則法上の守秘義務に加えて租税条約等上の守秘義務も課されていることに留意する。

2 台湾との情報交換に係る事務手続について

台湾との情報交換手続は、原則として一般指針に準じて処理することとするが、次の点に留意する。

(1) 要請に基づく情報交換

イ 情報交換が可能な情報

台湾の租税に関する権限のある機関から情報提供の要請があった場合、外国居住者等所得相互免除法には情報提供のための質問検査権に相当する規定がないことから、部内情報のみから情報収集を行う。

台湾の租税に関する権限のある機関に情報提供を要請する場合も同様に部内に保有されている可能性のある情報のみを対象とする。

ロ 犯則事件に関する情報の提供

必要犯則情報の提供要請は行わない。

また、受領した情報は犯則事件の調査に使用してはならない。

(2) その他の留意事項

イ 情報不提供事由

弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにするような情報は提供しない。

(イ) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ロ) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

ロ 個人番号の取扱い

台湾の租税に関する権限のある機関に対する情報提供は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「マイナンバー法」という。）上の情報提供事由に当たらないことから、提供する資料にマイナンバー法上の個人番号が含まれている場合は、その箇所を黒塗りする。

(3) 送達共助

日台民間租税取決め及び外国居住者等所得相互免除法においては、送達共助について規定されていないことに留意する。

(4) 適用関係

台湾との情報交換は、次のものが対象となる。

- イ 課税年度に基づいて課される租税に関しては、平成29年1月1日以後に開始する各課税年度の租税
- ロ 課税年度に基づかないで課せられる租税に関しては、平成29年1月1日以後に課される租税

(5) 様式

台湾との情報交換手続に当たっては、次表の特に定める様式についてはこれを使用する。

【台湾との情報交換で使用する様式（特に定めるもの）】

台湾との情報交換で使用する様式		本事務連絡に定める様式	
様式番号	様式名称	様式番号	様式名称
様式 10	台湾の租税に関する権限のある機関への情報提供要請	様式 1	租税条約等に基づく（ ）税務当局への情報提供要請
様式 11	台湾の租税に関する権限のある機関へのグループリクエスト	様式 2	租税条約等に基づく（ ）税務当局へのグループリクエスト
様式 12	台湾の租税に関する権限のある機関に提供する情報の内容	様式 6	租税条約等に基づき（国(者)）の税務当局に提供する情報の内容
様式 13	外国居住者等所得相互免除法第41条上及び日台民間租税取決め上の情報不提供事由に関する検討	様式 7	租税条約等実施特例法第8条の2上及び租税条約等上の情報不提供事由並びに質問検査権の不行使事由に関する検討
様式 14	台湾の租税に関する権限のある機関に自発的に提供する情報の内容	様式 8	租税条約等に基づき（ ）税務当局に自発的に提供する情報の内容

3 民間情報機関を活用した情報の入手

(1) 情報の入手手続

調査担当者等は、法人の調査等において、外国法人等の情報を入手するため民間情報機関を利用する必要がある場合、以下の手続により情報を入手する。

なお、利用可能な民間情報機関及び当該利用手続等については、調査部ポータルサイト>国際まとめサイト>海外情報入手手続>民間情報機関等のツール一覧に掲載し、随時更新している。

イ [REDACTED]

調査担当者等は、様式15「民間情報機関を活用した情報収集依頼票」を作成し、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課（国際調査管理係）へ提出する。

□ その他の民間情報機関

調査担当者等は、国際調査管理課等に設置されている検索用の端末機を利用して情報を直接入手し、原則、備え付けの「利用簿」に利用事績を記載する。

(2) 活用事績の報告

調査担当者等は、[REDACTED]から入手した情報を活用し、活用効果があった場合には、様式16「民間情報機関活用事案管理表」を作成し、当該事案の副本を発送した月の末日までに調査総括課を経由して国際調査管理課へ提出する。

4

(1)

(2)

(3)

5 調査官の海外派遣

(1) 海外派遣の実施

(2) 海外派遣の手続

統括官等は、法人の調査等において、調査官の海外派遣を実施する必要が生じた場合、様式 18-1 「調査官の海外派遣の実施計画（その1）」、様式 18-2 「調査官の海外派遣の実施計画（その2）」及び様式 19 「調査官の海外派遣候補者リスト」（以下、「派遣計画等」という。）を作成し、各部併任国際税務専門官を経由して調査法人及び海外子会社等の承諾書と合わせて国際調査管理課（調査サポート担当）へ提出する。

国際調査管理課（調査サポート担当）は、事案を主管する各部と合議の上、当該派遣計画等を庁調査課へ進達する。

なお、通算法人の調査における調査官の海外派遣については、各通算法人に係る調査の必要性に応じ、当該通算法人の調査を担当している局において進達の手続を行うこととする。

ただし、進達に際しては、通算親法人所轄部署と連絡調整等を確実に行い、通算調査の進行に配意する。

(3) 海外派遣の実施結果の報告

イ 海外派遣を了した場合

調査担当者等は、派遣終了後速やかに様式 20 「調査官の海外派遣の実施結果報告書（派遣後・処理後）」（以下、「実施結果報告書」という。）を作成し（3『処理事績』欄を除く。）、各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課（調査サポート担当）へ提出する。

なお、当該報告書の記載に当たっては特に、6『臨場時の状況等』欄に、臨場先の協力度合いについて、①概況説明等の状況、②帳簿・証憑等の整備・保管状況、③聴取事項に対する答弁状況等を確実に記載し、調査法人に係る今後の調査の参考資料として活用できるようにすることに留意する。

国際調査管理課（調査サポート担当）は、当該報告書を取りまとめ、事案を主管する各部と合議の上、派遣終了後 2 週間以内に庁調査課へ報告する。

ロ 事案の処理を了した場合

調査担当者等は、実施結果報告書の3『処理事績』欄を補完記入し、処理した月の末日までに各部併任国際税務専門官を経由して国際調査管理課（調査サポート担当）へ提出する。

国際調査管理課（調査サポート担当）は、当該実施結果等を取りまとめ、事案を主管する各部と合議の上、処理を了した月の翌月 20 日までに庁調査課へ報告する。

6 調査部門（特命担当）における事務手続

上記の規定（1(1)ロの規定を除く）は、調査部門（特命担当）における事務手続について準用する。この場合において、「調査総括課」とあるのは「広域情報管理課」に、「調査総括課長」とあるのは「広域情報管理課長」に、「各部併任国際税務専門官」とあるのは、「広域情報管理課」に読み替える。

7 調査第一部国際調査課等における事務手続

上記の規定は、調査第一部国際調査課、主任国際税務専門官、国際機動部門、特別国税調査官（国際担当）、国際調査部門、外国法人調査部門における

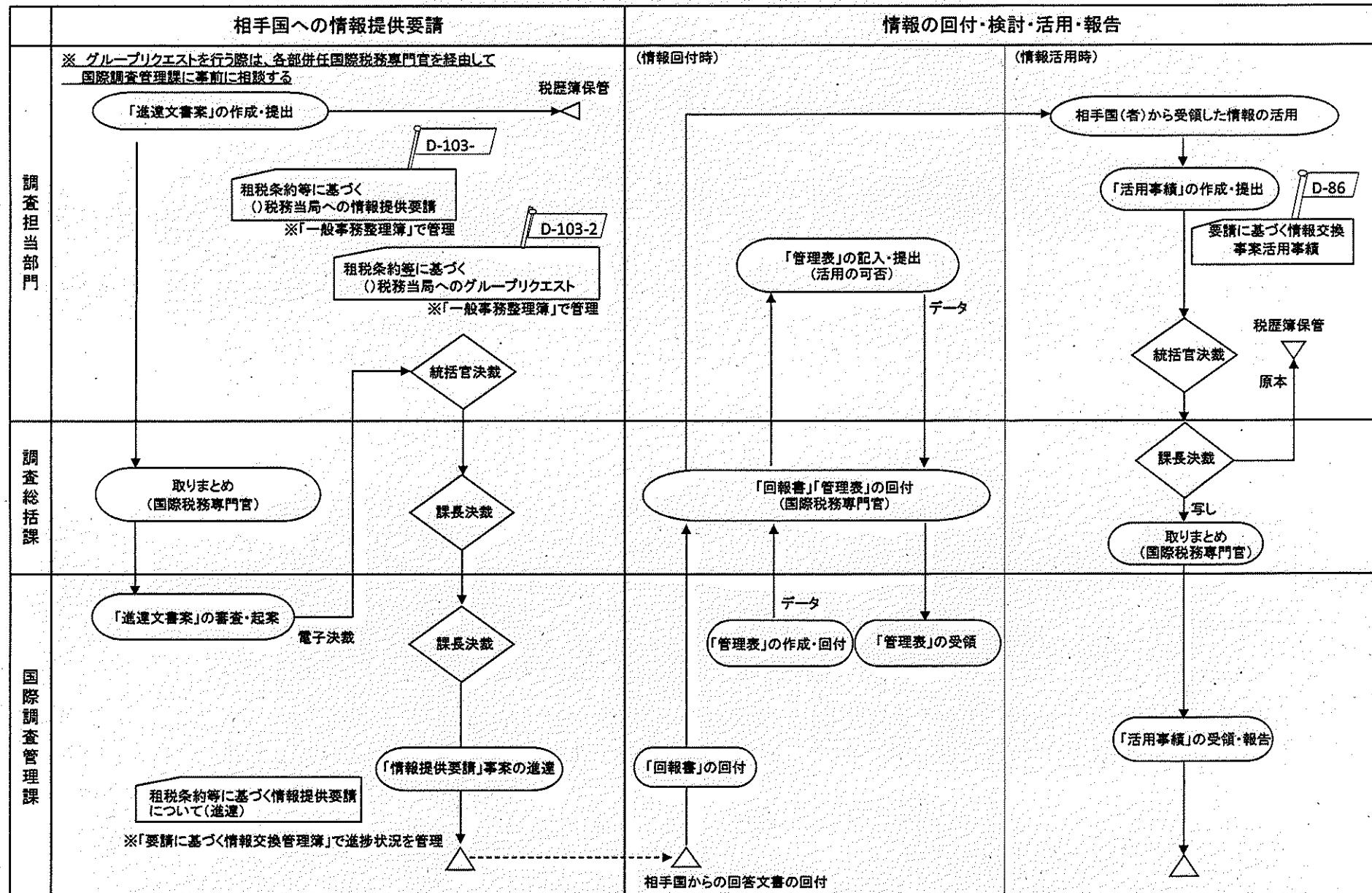
事務手続について準用する。

この場合において、本事務連絡における「統括官等」については主任国際税務専門官を含むものとし、また、「調査総括課」とあるのは「国際調査管理課」又は「国際調査課」に、「調査総括課長」とあるのは「国際調査管理課長」又は「国際調査課長」に読み替え、「調査総括課を経由して」及び「各部併任国際税務専門官を経由して」を削除する。

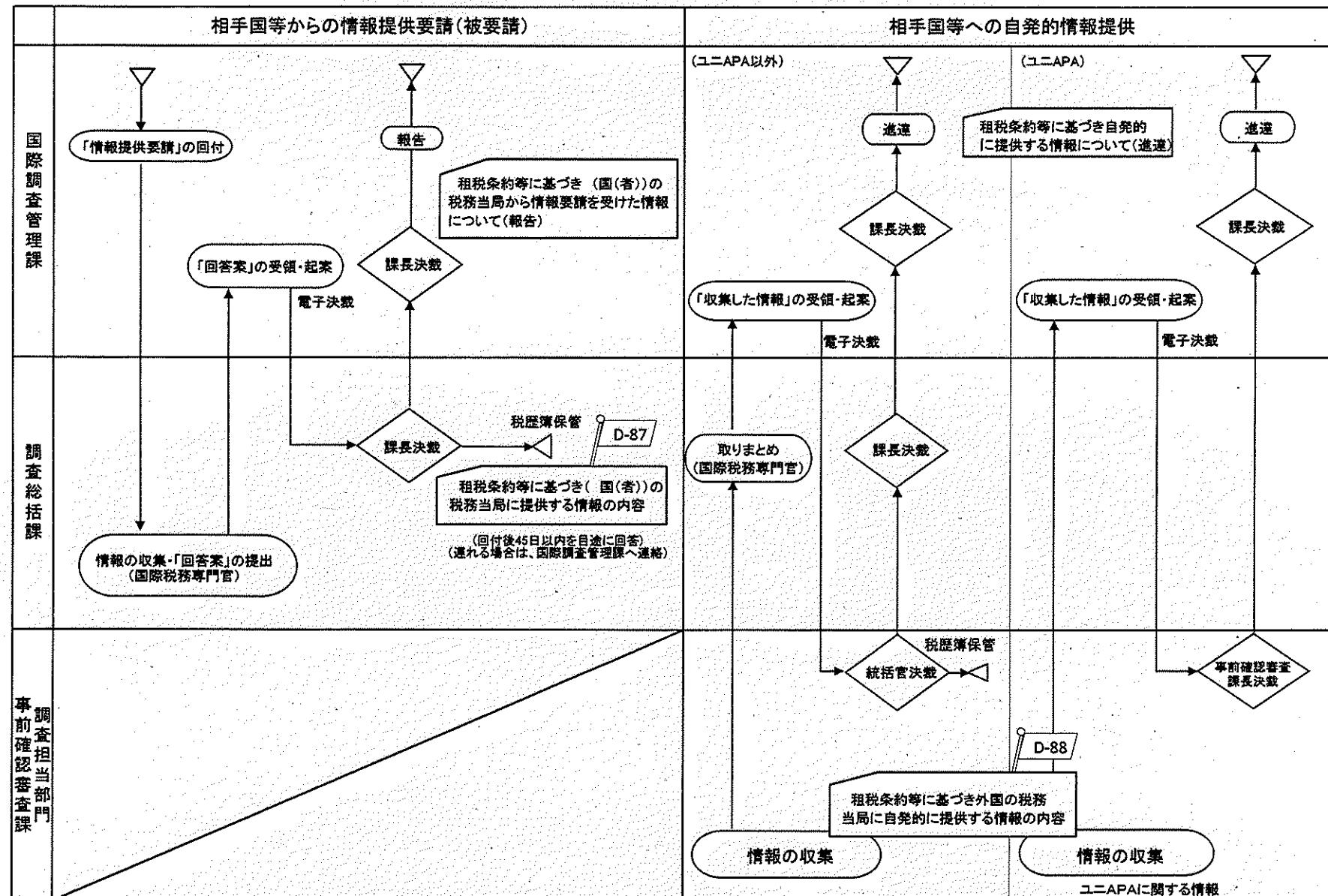
(参考) 事務フロー

	事務フロー項目	事務連絡該当項番
1	租税条約等に基づく相手国等との情報交換（相手国等への情報提供要請）	1(1)イ 相手国等への情報提供要請
2	租税条約等に基づく相手国等との情報交換（相手国等からの情報提供要請及び相手国等への自発的情報提供）	1(1)ロ 相手国等からの情報提供要請 1(2)イ 相手国等への自発的な情報提供
3	租税条約等に基づく相手国等との情報交換（相手国等からの自発的情報提供）	1(2)ロ 相手国等からの自発的な情報提供
4	民間情報機関等を活用した情報の入手	3 民間情報機関を活用した情報の入手
5	[REDACTED]	4 [REDACTED]
6	調査官の海外派遣	5 調査官の海外派遣

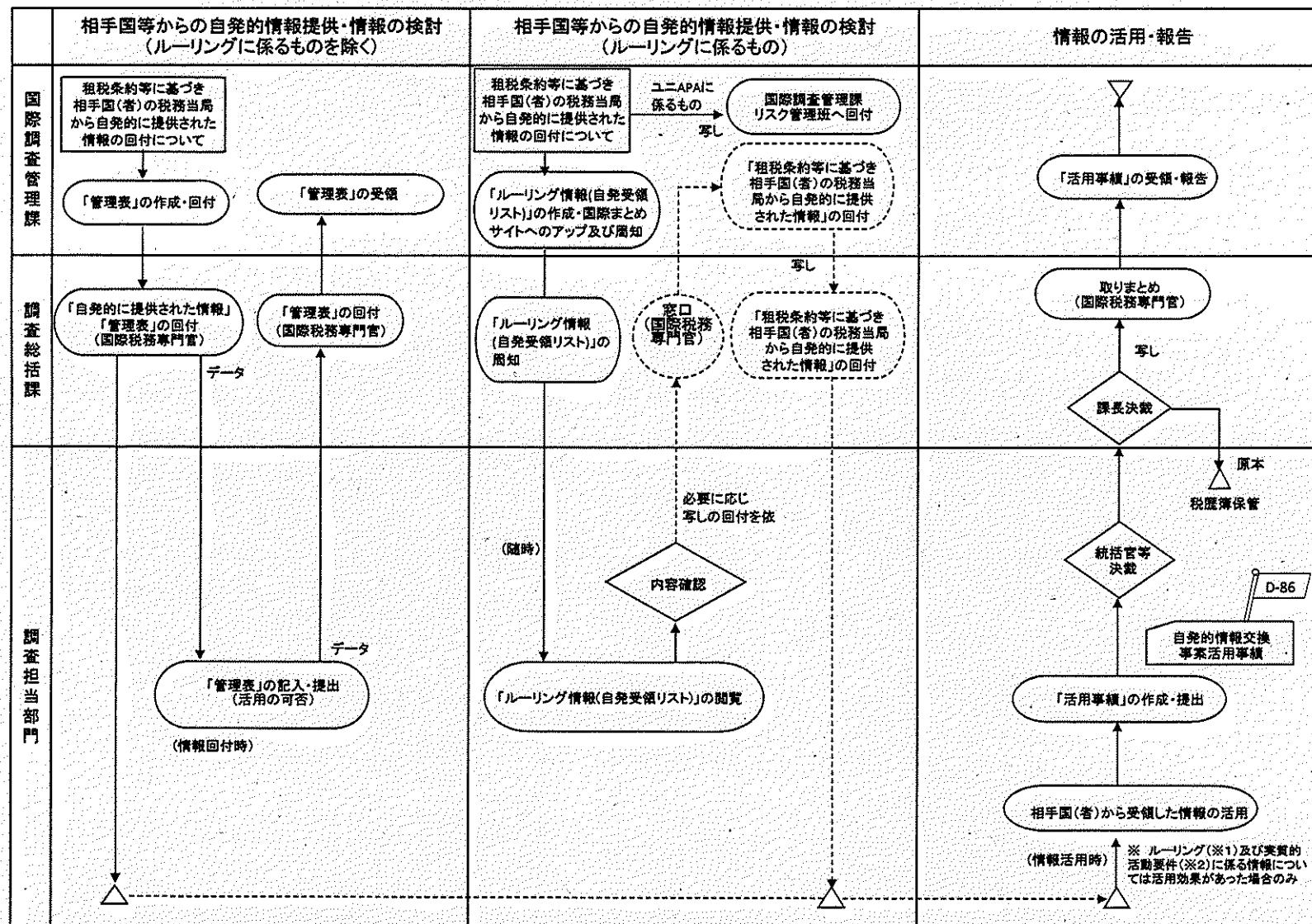
1 稟税条約等に基づく相手国との情報交換（相手国等への情報提供要請）



2 租税条約等に基づく相手国等との情報交換
(相手国等からの情報提供要請及び相手国等への自発的情報提供)



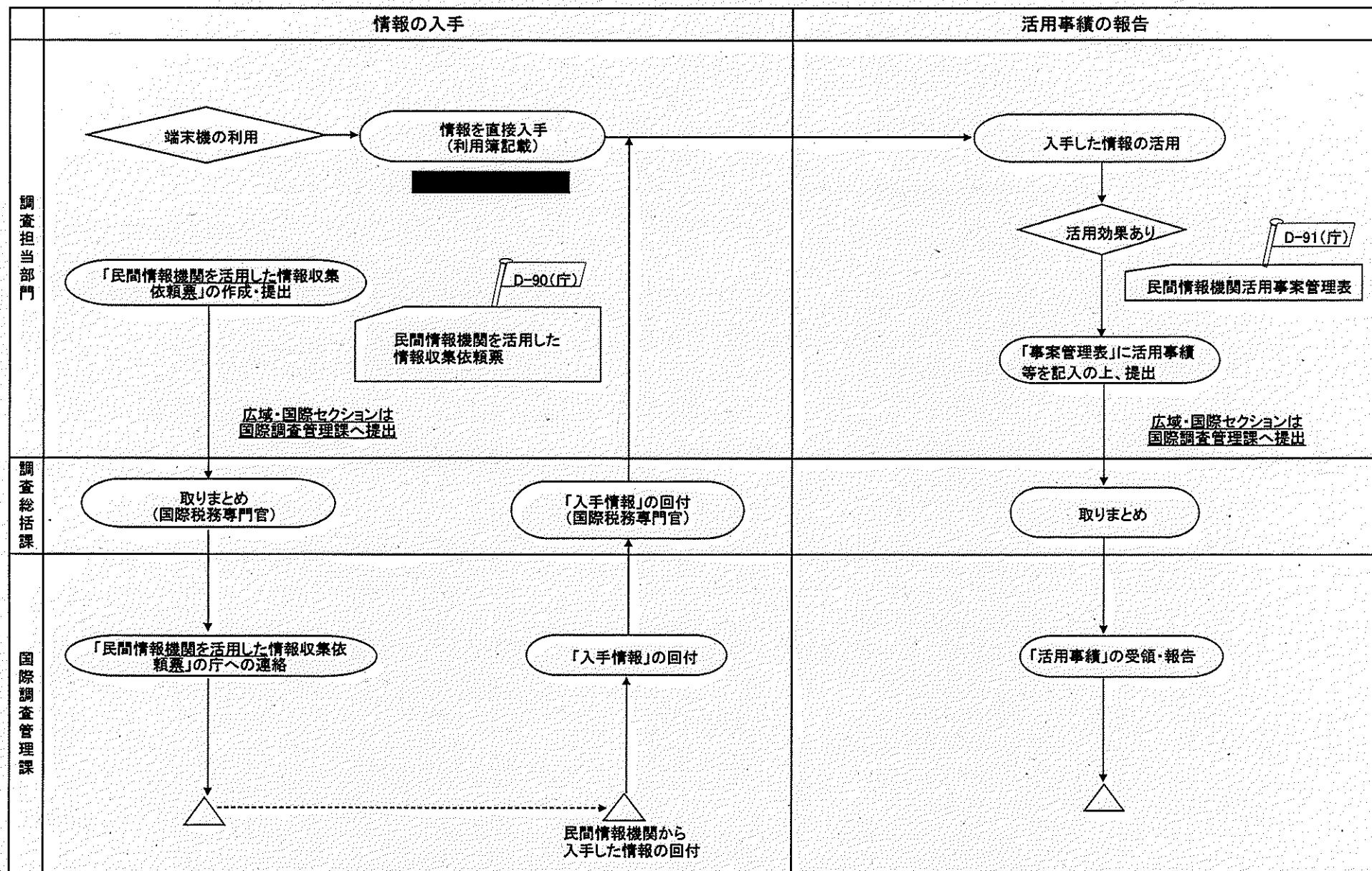
3 稟税条約等に基づく相手国等との情報交換（相手国等からの自発的情報提供）



※1 ルーリングとは、平成27年10月に経済協力開発機構(OECD)が公表した税源便益と利益移転(BEPS)行動計画の最終報告書において、日韓的に実施国へ提供することとされ、政府三省による特定の税務者の実況調査に関する決定、伝達その他の行為で他の国の租税収入に影響を及ぼしうるものをいう。

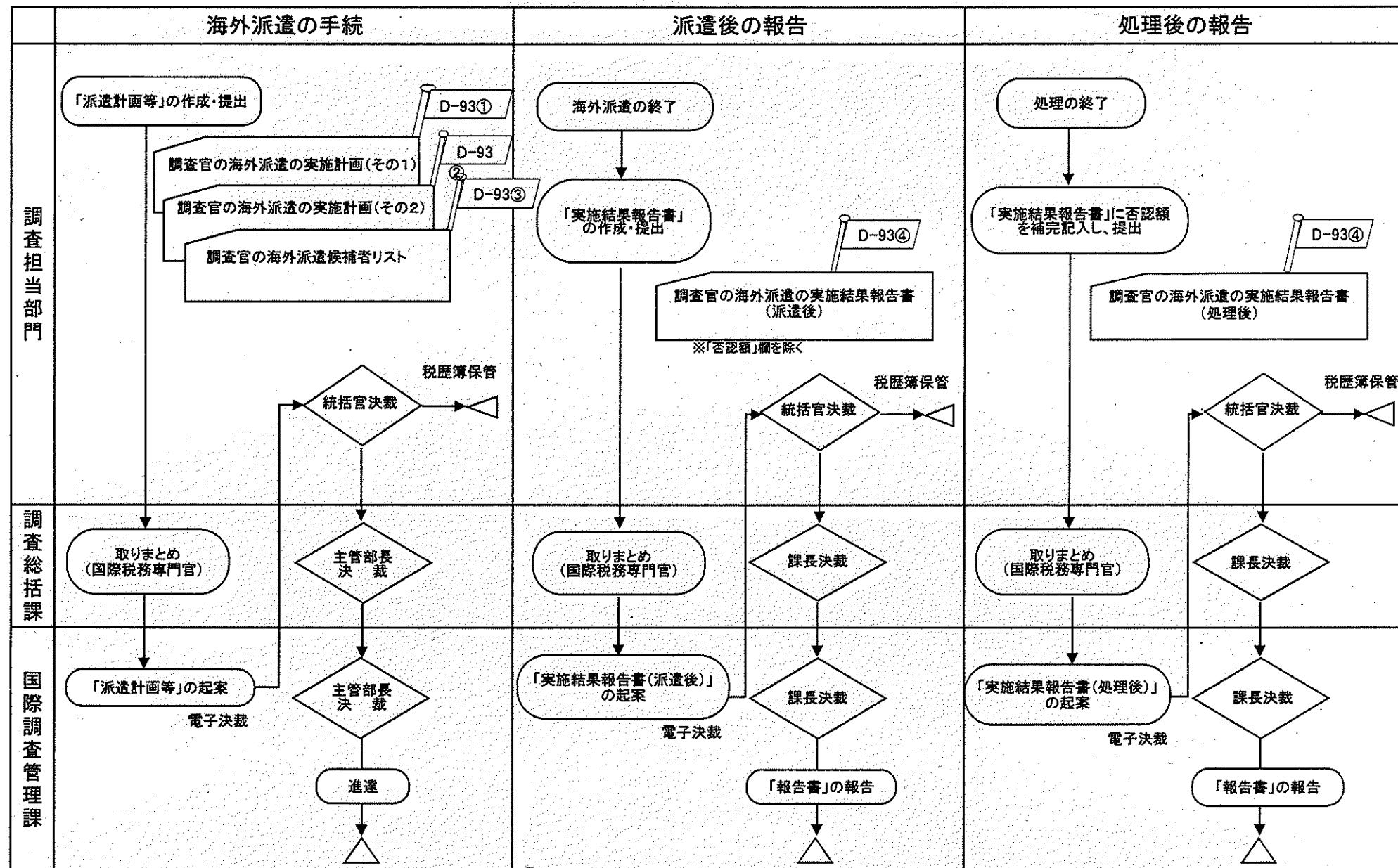
※2 法人税に相当する税の課税がなく名目的な課税のみを行う国・地域(以下「特定国・地域」という。)を居住地国とする法人で、当該法人等の親会社または実質的支配者が日本居住者である場合に、特定国・地域が実質的活動要件を充足していないと評価された法人等に係る情報。

4 民間情報機関を活用した情報の入手





6 調査官の海外派遣



別冊1様式 一覧

事務連絡 別冊1 様式番号	様式名称	調査部様式集 様式番号	略称
様式1	租税条約等に基づく（）税務当局への情報提供要請／記載要領	D-103-1	進達文書案
様式2	租税条約等に基づく（）税務当局へのグループリクエスト／記載要領	D-103-2	
様式3-1	要請に基づく／自発的（ルーリングを除く）情報交換事案の管理表／記載要領		管理表
様式3-2	要請に基づく／自発的（ルーリングを除く）情報交換事案の管理表 記載例（活用可否）		
様式4	要請に基づく情報交換管理簿（相手国等への要請）	D-105	
様式5	要請に基づく情報交換事案活用事績・自発的情報交換事案活用事績	D-086	活用事績報告書
様式6	租税条約等に基づき（　　国(者)）の税務当局に提供する情報の内容	D-087	
様式7	租税条約等実施特例法第8条の2上及び租税条約等上の情報不提供事由並びに質問検査権の不行使事由に関する検討		
様式8	租税条約等に基づき（　　）税務当局に自発的に提供する情報の内容	D-088	
様式9	ルーリング情報活用名簿		ルーリング名簿
様式10	台湾の租税に関する権限のある機関への情報提供要請／記載要領		
様式11	台湾の租税に関する権限のある機関へのグループリクエスト／記載要領		
様式12	台湾の租税に関する権限のある機関に提供する情報の内容／記載要領		
様式13	外国居住者等所得相互免除法第41条上及び日台民間租税取決め上の情報不提供事由に関する検討		
様式14	台湾の租税に関する権限のある機関に自発的に提供する情報の内容／記載要領		
様式15	民間情報機関を活用した情報収集依頼票	D-090(序)	民間情報収集依頼
様式16	民間情報機関活用事案管理表	D-091	事案管理表
様式17			
様式18-1	調査官の海外派遣の実施計画（その1）	D-093①	派遣計画等
様式18-2	調査官の海外派遣の実施計画（その2）	D-093②	
様式19	調査官の海外派遣候補者リスト	D-093③	派遣計画等
様式20	調査官の海外派遣の実施結果報告書（派遣後・処理後）	D-093④	実施結果報告書

事務連絡 別冊1 様式番号	様式名称	調査部様式集 様式番号	略称
様式 21	60日依頼チェックシート（国税通則法第71条第1項第4号関係）		
様式 22	国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について (国税通則法第71条第1項第4号関係・法人用・局用)		
様式 23	租税条約等の規定に基づく情報提供要請を行った旨の通知書（法人用・局用）		

租税条約等に基づく()税務当局への情報提供要請

1 担当者

所 属：●●局(●●署) ●●課・室(●●部門)

役 職：

氏 名： (内線)

2 要請内容

次葉のとおり

3 その他

国税通則法第71条第1項第4号(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の適用予定の有無

- (1) 適用予定の有無：
- (2) 情報提供要請期限：

Request for Exchange of Information

() 権務当局への情報提供要請

1	Reference numbers and related matters/参考番号及び関連事項:	Reference number/参考番号: Initial request/初回要請: <input type="checkbox"/> Yes/はい <input type="checkbox"/> No/いいえ Our ref # and date of related request/当初要請の業務課整理番号及び日付: Your ref # and date of related response/貴国回答の参考番号及び日付:
2	Urgency of reply/回答の緊急性:	An urgent reply by (Month) (Day), (Year) would be appreciated due to/ 次の理由により、 年 月 日までの早期回答を求む: <input type="checkbox"/> Statute of limitation becoming effective on XX/XX/20XX/時効到来 <input type="checkbox"/> Criminal case/検察事案 <input type="checkbox"/> Others/その他 ()
3	Identity of person(s) under examination or investigation in Japan/日本側調査対象者:	<p>A</p> <p><input type="checkbox"/> Individual/個人 (For internal use/局署番号、整理番号: ()) Name/氏名: ()</p> <p>Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year)</p> <p><input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 (For internal use/局署番号、整理番号: ()) Name/法人名: ()</p> <p>Name of Representative/代表者名: ()</p> <p>Postal address in Japan/日本での住所/所在地:</p> <p>Postal address in your jurisdiction (if any)/貴国での住所/所在地(あれば):</p> <p>B</p> <p><input type="checkbox"/> Individual/個人 (For internal use/局署番号、整理番号: ()) Name/氏名: ()</p> <p>Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year)</p> <p><input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 (For internal use/局署番号、整理番号: ()) Name/法人名: ()</p> <p>Name of Representative/代表者名: ()</p> <p>Postal address in Japan/日本での住所/所在地:</p> <p>Postal address in your jurisdiction (if any)/貴国での住所/所在地(あれば):</p>

This information is furnished under the provisions of an income tax treaty with a foreign government and its use and disclosure must be governed by the provisions of such treaty.

4	Request to refrain from notifying the taxpayer(s) involved/調査対象者への非通知の希望	<p><input type="checkbox"/> No/通知可 <input type="checkbox"/> Yes/通知不可, NOT notify/通知不可とする調査対象者 () Due to/理由: <input type="checkbox"/> High risk of related records destroyed/関連資料の破棄の恐れ <input type="checkbox"/> High risk of concealing/transferring properties/財産隠匿/移転の恐れ <input type="checkbox"/> Others/その他 ()</p> <p>If yes, Japan's competent authority hereby confirms that your jurisdiction would be able to refrain from notification in similar circumstances. 「通知不可」の場合、日本の権限ある当局は、同様の状況において、貴国が希望した場合に通知しないことができることを確認しました。</p>		
5	Examination Period/調査期間	From (Month) (Day), (Year) to (Month) (Day), (Year)		
6	Tax(es) to which the request relates/要請に関連する税目:	<input type="checkbox"/> Personal income tax/所得税 <input type="checkbox"/> Corporate income tax/法人税 <input type="checkbox"/> Consumption tax/消費税 <input type="checkbox"/> Inheritance/gift tax/相続/贈与税 <input type="checkbox"/> Others/その他 ()		
7	Tax purpose for which the information is requested/情報要請の目的:	<input type="checkbox"/> Determination, assessment and collection of taxes (civil)/決定、賦課徴収 <input type="checkbox"/> Investigation or prosecution of tax matters (criminal)/査察、訴追		
8	Grounds for believing that the requested information is held in your jurisdiction or is within the possession or control of a person within your jurisdiction/要請する情報が、貴国において保有されている、又は貴国内の者により所有、管理されていると考える根拠	<input type="checkbox"/> The specified person within your jurisdiction is a trade/business counterpart of the person under examination/investigation in Japan./貴国の特定の者が、日本の調査対象者の取引/事業上の相手である。 <input type="checkbox"/> The specified person within your jurisdiction is an associated enterprise/a related person of the person under examination/investigation in Japan./貴国の特定の者が、日本の調査対象者の関連法人/関連者である <input type="checkbox"/> Others/その他 ()		
9	Information of person(s) in your jurisdiction to be believed to be in possession of the information requested/貴国で要請情報を所有していると考えられる者の情報 (相手国側調査対象者) :	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">A</td> <td> <input type="checkbox"/> Individual/個人 Name/氏名: () Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year) <input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 Name/法人名: () Name of Representative/代表者名: () Postal address (if known)/住所/所在地 (分かれば) : </td> </tr> </table>	A	<input type="checkbox"/> Individual/個人 Name/氏名: () Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year) <input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 Name/法人名: () Name of Representative/代表者名: () Postal address (if known)/住所/所在地 (分かれば) :
A	<input type="checkbox"/> Individual/個人 Name/氏名: () Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year) <input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 Name/法人名: () Name of Representative/代表者名: () Postal address (if known)/住所/所在地 (分かれば) :			

This information is furnished under the provisions of an income tax treaty with a foreign government and its use and disclosure must be governed by the provisions of such treaty.

	<p>Check if the same as the person as listed under item 3/項目 3に記載した者と同じ場合: <input type="checkbox"/> Yes/はい</p> <p>Taxpayer ID number (if known)/納稅者番号等:</p> <p>Other ID number/その他の ID 番号: Type of ID/ID の種類: Date of issuance/ID 発効日: (Month) (Day), (Year) Place of issuance/ID 発行地:</p> <p>B <input type="checkbox"/> Individual/個人</p> <p>Name/氏名: ()</p> <p>Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year)</p> <p><input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人</p> <p>Name/法人名: ()</p> <p>Name of Representative/代表者名: ()</p> <p>Postal address (if known)/住所/所在地 (分かれば) :</p> <p>Taxpayer ID number (if known)/納稅者番号等:</p> <p>Other ID number/その他の ID 番号: Type of ID/ID の種類: Date of issuance/ID 発効日: (Month) (Day), (Year) Place of issuance/ID 発行地:</p>	
10	<p>Relevant background/ 提供を要請する情報に係る取引の概要:</p>	<p>Please refer to Attachment 1/別添 1 参照</p>
11	<p>Information requested/ 要請する情報:</p>	<p>Please refer to Attachment 1/別添 1 参照</p>

This information is furnished under the provisions of an income tax treaty with a foreign government and its use and disclosure must be governed by the provisions of such treaty.

10	Relevant background/ 提供を要請する情報に係る取引の概要:	
11	Information requested/ 要請する情報:	<p>Types of information requested for the relevant time period as specified under item 5/項目 5 の調査期間について要請する情報の種類:</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. Financial statements/財務諸表 <input type="checkbox"/> 2. Tax returns filed in your jurisdiction/貴国に提出された税務申告書 <input type="checkbox"/> 3. Books and accounting records/会計記録 <input type="checkbox"/> 4. Transactional records (contracts, invoices, receipts/payments, etc.)/取引記録 (契約書、請求書、受領書、支払書等) <input type="checkbox"/> 5. Beneficial owner(s)/実質的所有者情報 <input type="checkbox"/> 6. Bank account information/銀行口座情報 <input type="checkbox"/> 7. Correspondences (letters, emails, etc.) exchanged between the person under examination/investigation/調査対象者との間の通信記録 (レター、メール等) <input type="checkbox"/> 8. Others/その他 () <p>Detail explanations of the above information requested/ 上記の要請する情報の詳細:</p>
		<p>Domestic measures exhausted by Japan's tax authority before making this request/本要請の前に日本で尽くした手段:</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Unsuccessful repeated information requests to the person under field examination/investigation during the course of tax audits/調査の過程で調査対象者に繰り返し情報を要請したが提出されなかった。 <input type="checkbox"/> No measures administrable in Japan since the person under examination/investigation is wholly located outside of Japan/調査対象者が日本国外に所在するため日本において取り得る手段がない。 <input type="checkbox"/> Others/その他 ()

This information is furnished under the provisions of an income tax treaty with a foreign government and its use and disclosure must be governed by the provisions of such treaty.

別冊1様式1 記載要領

1 「2 要請内容」

原則として英語で記載（フォントは Palatino Linotype）することとするが、(1)以下で「日本語記載可」としている箇所は日本語で記載（フォントは MS 明朝）しても良い。また、数字や記号（括弧、引用符等）は全て半角で記載し、日付は全て西暦で記載すること。

(1) 表題

情報提供を要請する相手国名を括弧内に記載する（日本語記載可）。

(2) 「1 参照番号及び関連事項」欄

イ 参照番号を記載する必要はない。

ロ 初回要請であれば「はい」をチェックし、同一事案に係る2回目以降の追加の要請であれば「いいえ」にチェックの上、関連する当初要請及び相手国からの回答に関する情報を英語で記載する。当初要請については、S から始まる業務課整理番号と発出した要請レターの日付を記載し（例：S000000 dated January 1, 2021）、相手国からの回答については、相手国からの回答レターに記載の参照番号及び回答レターの作成日付（日本の受領日ではない。）を記載（例：XXXXXX dated February 1, 2021）する。

ハ 本票には、必要に応じて、取引概要図、照会する銀行口座番号が確認できる資料（自動的情報交換資料 CSV 等）、契約書の写し、送金依頼書の写し、領収書の写し、送金指示書（書簡）の写し等、相手国の税務当局にとって情報収集のために真に必要であると考えられる資料を「Attachment (別添)」として添付する。

なお、資料の印字が不鮮明な場合には手書きで補正すること。また、資料には可能であれば英訳を付すこと。

ニ 「Attachment 1」を含めて添付した別添の数を記載する。

(3) 「2 回答の緊急性」欄

特段の理由がある場合にのみ、回答期限を設けて早期回答を求める。該当する理由にチェックをし、その他の理由がある場合にはその他の欄に具体的な理由を記載する（日本語記載可）。

なお、「税の透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラム」の国際基準において、相手国等から情報提供の要請を受けた日から 90 日以内に相手国等に対し要請を受けた情報の提供又は進捗状況の通知をしなくてはならないとされていることを踏まえ、90 日以内の回答を求めるることは原則として難しいことに留意する。

(4) 「3 日本側調査対象者」欄

イ 日本側調査対象者を特定する情報を英語で記載する。漢字圏の国等に対する要請で、各項目について現地語での表記を把握している場合には、英語表記に併記する。

ロ 日本人の氏名は「姓－名」の順で記載することとし、姓は全て大文字、名は頭文字のみ大文字とする。外国人の氏名は、英語等で原則としてファースト、ミドル、ラストネームの順に記載する。英語で記載した氏名には氏名の前に「Mr.」、「Mrs.」又は「Ms.」を付すが、敬称と氏名の間には半角スペースが必要である点留意すること。

ハ 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を括弧内に付し、以降の文章にはその略称を用いる。略称は、“A”、“B”といった付番ではなく、“Mr. ○○”や“NTA”といった固有名詞に基づく略称とすること。また、相続税の調査等で調査対象者が死亡している場合には、氏名の後に相続人（decedent）/被相続人（heir）の別を明記の上、継柄を記載する（日本語記載可）。

ニ 「住所/所在地」欄には、日本側調査対象者の住所又は所在地を記載する（外国法人又は非居住者の場合は、国内における主たる事業所等の所在地の他、外国における所在地等を記載する）が、カンマの後には半角スペースが必要である点留意すること（例：3-1-1, Kasumigaseki, chiyodaku, Tokyo, Japan）。また、複数の住所情報がある場合には、必要に応じて追記する。

- ホ 日本側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日を「生年月日」欄に英語で（例：January 1, 2021）記載する。また、相続税の調査等で調査対象者が死亡している場合には、その者の死亡年月日（例：Date of death: January 1, 2021）を生年月日の後に英語で記載する。
- ヘ 日本側調査対象者が法人の場合で、法人の設立年月日や代表者の生年月日、代表者の住所等の情報を記載すべき時は、適宜欄を追加して上記二、ホを参考に記載する。
- ト 調査対象者が複数存在する場合は、欄を追加して上から A、B と付し、A 欄、B 欄にそれぞれ分けて記載する。欄は、B 欄の任意の箇所をクリックすると欄外右下に「+」マークが表示されるため、それをクリックすることで追加できる。その他欄が不足する場合又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正すること。

(5) 「4 調査対象者への非通知の希望」欄

相手国当局による調査対象者への通知により調査等に支障が出る等の理由で通知をすべきでない事由がある場合は「通知不可」にチェックし、別紙様式 1-付（1）における 3 及び 9 に記載した調査対象者名のうち、通知不可とする調査対象者名の略称を記載する。また、該当する理由にチェックし、その他の理由がある場合には、その他の欄に具体的な理由について記載する（日本語記載可）。

(6) 「5 調査期間」及び「6 要請に関連する税目」欄

日本において調査を行っている期間及び税目を記載する。

調査期間は、原則として調査宣言をしている期間となるが、相続税の調査の場合には、相続税の課税対象を確認するために必要な期間を記載し、改行して同欄にその理由を付すこと（日本語記載可）。また、徵収事案の場合に限り、必要に応じて調査期間の終期を「調査日現在」とすることができる。相続税の調査以外で調査期間を超えて情報を要請する場合には「11 要請する情報」欄に情報提供を要請する期間とその理由を付すことに留意すること。

なお、対象期間及び対象税目が租税条約等に定められている要件を満たしているかどうかを「我が国が情報提供要請可能な税目の国別一覧」や根拠となる租税条約等で確認すること。

(7) 「7 情報要請の目的」欄

情報を要請する目的をチェックする。

(8) 「8 要請する情報が、貴国において保有されており、又は貴国内の者により所有、管理されていると考える根拠」欄

要請する情報が相手国に存在すると考える根拠について該当するものをチェックし、その他の根拠がある場合には、その他の欄に具体的な根拠を記載する（日本語記載可）。

(9) 「9 貴国で要請情報を所有していると考えられる者情報」欄

イ 要請情報を所有していると考えられる者（相手国側調査対象者）の情報を英語で記載する。

漢字圏の国等に対する要請で、各項目について現地語での表記を把握している場合には、英語表記に併記する。

なお、「3 日本側調査対象者」と（複数存在する場合は全員が）同一の場合は、「はい」にチェックをし、記載は要しない。

ロ 「氏名」「法人名」欄には、相手国側調査対象者の氏名又は法人名を英語等で記載する（(4)ロ参照）。相手国側調査対象者が金融機関の場合は、原則として支店名まで記載し、支店名が不明な場合には、金融機関の名称の後に括弧書きで支店不明/Branch Unknown と記載すること。また、調査対象者が法人の場合、その法人の代表者の氏名を「代表者名」欄に英語等で記載するが、金融機関の場合は、代表者名の記載を省略することができる。

ハ 調査対象者名及び代表者名には適切な略称を括弧内に付し、以降の文章にはその略称を用いる。略称は、“A”、“B”といった付番ではなく、“Mr. ○○”や“NTA”といった固有名詞に基づく略称とすること。また、贈与税、相続税の調査等で必要な場合には、氏名の後に日本側調査対象者

との続柄を記載する（日本語記載可）。

- ニ 「住所/所在地」欄には、相手国側調査対象者の住所又は所在地を英語等で記載するが、カンマの後には半角スペースが必要である点留意すること（例：3-1-1, Kasumigaseki, chiyodaku, Tokyo, Japan）。

なお、相手国側調査対象者が、第三国にも住所又は所在地を有している場合で、相手国の税務当局が情報を収集するにあたって真に必要であると認められる場合には、第三国の住所又は所在地も記載する。

- ホ 相手国側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日を「生年月日」欄に英語で（例：January 1, 2021）記載する。また、相続税の調査等の場合で調査対象者が死亡している場合には、その者の死亡年月日（例：Date of death: January 1, 2021）を生年月日の後に英語で記載する。

- ヘ 相手国側調査対象者の納税者番号を把握している場合には、その番号を記載し、不明な場合には不明と記載する（日本語記載可）。また、相手国側調査対象者を特定することができる商業登記番号、パスポート番号、銀行の SWIFT コード等を把握している場合には、その番号及び把握している事項を「その他の ID 番号」欄に記載する。

- ト 相手国側調査対象者が法人の場合で、法人の設立年月日や代表者の生年月日、代表者の住所等の情報を記載すべき時は、適宜欄を追加して上記二、ホを参考に記載する。

- チ 相手国側調査対象者が複数存在する場合は、欄を追加して上から A、B と付し、A 欄、B 欄にそれぞれ分けて記載する。欄は、B 欄の任意の箇所をクリックすると欄外右下に「+」マークが表示されるため、それをクリックすることで追加できる。その他欄が不足する場合、又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正する。

(10) 「10 提供を要請する情報に係る取引の概要」欄

- イ 情報提供要請の対象となった取引について、背景や調査対象者の概要、課税上の問題点等を、添付資料と関連づけて「Attachment 1」に記載する（日本語記載可）。その際、事実関係と想定事項は明確に区分して記載することに留意すること。
- ロ 主語は可能な限り日本側調査対象者の氏名/法人名で統一し、文章の途中でみだりに主語を変更しない。また、同じ事柄について、記載箇所によって異なった用語や語句を使用せず、全体として表現を統一する。

なお、相手国等の取引先や契約書等、固有名詞に言及する際は、名称を正確に英語又は相手国言語で記載すること。

(11) 「11 要請する情報」欄

- イ 情報提供を要請する情報の種類をチェックし、具体的な内容を記載する（日本語記載可）。相手国側調査対象者が複数存在する場合も、同一欄にチェックする。要請する情報の種類が複数ある場合には、要請する情報の種類の番号を引用の上、適宜区分して記載する等、分かりやすく記載すること。

上記の課税上の問題点と真に関連のある情報のみを要請することに留意し、要請する情報と課税上の問題点との関連性を簡潔に記載する。また、「5 調査期間」に記載した期間以前又は以後の期間に係る情報を要請する場合は、当該期間の情報が必要である理由（課税上の問題点との関連性）を確実に記載する。

- ロ 要請する情報については、日本においてあらゆる手段を尽くしたもの、入手が困難な情報であることを確認した上で、関連性、相互主義（我が国に対して同様の情報提供を要請された場合に収集できる情報であること）及び相手国の負担を考慮し、決定する必要があることに留意する。

- ハ 本要請の前に日本において尽くした手段については、入手できなかった理由にチェックをし、その他の理由がある場合にはその他の欄に記載する（日本語記載可）。

2 「3 その他」

国税通則法第 71 条第 1 項第 4 号の適用について、その適用の有無及び情報提供要請期限（国税通則法第 70 条の規定により更正決定等をすることができないこととなる日の 6 月前の日の前日）を記載する。

なお、当該規定の適用については、令和 3 年 3 月 4 日付課総 9-23 ほか 5 課共同「国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に係る事務実施要領の制定について」（指示）を参照すること。

租税条約等に基づく [●] 税務当局へのグループリクエスト

1. 送付先 :		
2. 送付元 :		
3. 連絡窓口	名前 : 電子メール : 電話番号 : 言語スキル :	項目1. ~5. の「参照番号」までは庁 国際業務課において記載するため、記載 不要
4. 法的根拠 :		
5. 参照番号及び 関連事項	参照番号 : 初回リクエスト :	チェックしてください： <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「いいえ」の場合、すべての関連リクエスト及び／又はレスポンスの参照番号と日付を提供してください：.
	このリクエストに添付された添付書類の数： すべての添付書類の総ページ数：	
6. 回答の緊急性	情報がもはや有用でなくなると見込まれる日付：	
	早期回答を必要とする理由：	ボックスにチェックしてください： <input type="checkbox"/> 時効；日付： <input type="checkbox"/> 刑事上の租税事件の疑い <input type="checkbox"/> 係争案件 <input type="checkbox"/> その他の理由（詳細を記載）：
7. 概要		
8. 調査対象を特定する情報：		
9. 調査対象期間及び情報提供要請事項 が関連している取引：		
10. 情報交換要請に関連する税目：		

11.	適用される租税条約等に準拠した、情報交換要請の目的：	一つ以上のボックスにチェックしてください： <input type="checkbox"/> 民事／行政上の租税事件に係る決定、賦課徴収 <input type="checkbox"/> 刑事上の租税事件に係る査察又は告発
12.	情報交換要請の基礎となる事実及び想定：	
13.	情報提供要請事項を入手するため、国内において取り得るあらゆる手段を講じたことを確認するための説明（ただし、不相応な困難さを生じさせる恐れがある手段は除く。）：	
14.	情報提供要請事項が、税務上の目的に関連性を有している理由	
15.	情報提供要請事項：	
16.	情報提供要請事項が、被要請国又は地域において保有されており、又はその管轄内の者により所有・管理されていると考える根拠：	
17.	情報提供要請事項を所有していると考えられている者の名前及び住所（判明している範囲で）：	
18.	調査対象者又は関係者への非通知の希望：	チェックしてください： <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 理由を記載してください： <input type="checkbox"/> 「はい」の場合、要請国における権限ある当局は、同様の状況において、被要請国又は地域に求めるこの一連の行動について、自国が要請を受けた場合にその実施を保証できることの確認を行います。

19. 特定の様式を用いた情報提供要請事項の提供希望 :	追加の希望事項 : チェックしてください : <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、その内容 :
20. 情報交換要請を行うに際し、日本税務当局は、下記の内容を宣言する : (a) 本情報交換要請に関連して受領したすべての情報は、機密情報として取り扱われ、かつ、本情報交換要請の根拠となる租税条約等において認められる目的にのみ使用される。 (b) 本情報交換要請は、国内の法律及び行政慣行に準拠しており、さらに、情報交換要請の根拠となる租税条約等にも準拠している。 (c) 本情報提供要請事項は、国内の法律に基づき、かつ、同様の状況における一連の通常の行政慣行において入手できる。	

租税条約等に基づく（ ）税務当局へのグループリクエスト 記載要領

1 「7. 概要」欄

本情報交換要請に係る税務調査の目的及び情報交換要請の目的について、簡単かつ簡潔な説明を記載する。

2 「8. 調査対象を特定する情報」欄

OECD モデル租税条約第 26 条に関するコメントナリー（特に、パラグラフ 5.2、パラグラフ 8(e)～8(h)、パラグラフ 8.1 等のグループ・リクエストに係るパラグラフ）を参照する。

3 「9. 調査対象期間及び情報提供要請事項が関連している取引」欄

情報提供を要請する期間が、要請国又は地域の法令及び租税条約等によって情報交換要請が可能であることを確認する。情報提供を要請する期間が長期間におよぶ場合は、情報交換の基礎となつた取引に対する時効が本情報交換要請について適用されない説明を記載する。

4 「10. 情報交換要請に関連する税目」欄

情報交換要請の基礎となる租税条約等を参照し、要請に関連する税目（法人税等）を記載する。

5 「12. 情報交換要請の基礎となる事実及び想定」欄

必要な背景情報（実施中の調査の概要を含む）、及び情報提供要請事項と同調査との関連性を記載する。

また、同様の納税者に対する調査、面談又はその他の調査（該当する場合）から得た情報等、情報交換要請のためのその他の事実的根拠、並びにグループの活動内容を記入する。

海外の者を含むその他の者（個人、企業、パートナーシップ、信託等）が調査及び情報交換要請に関係している場合、納税者との関係（判明している範囲）を詳細に記載し、かつ、それらの者を特定するのに十分な情報を記載する。

スキーム／ストラクチャーを示す書類を添付する（該当する場合）。

6 「13. 情報提供要請事項入手するため、国内において取り得るあらゆる手段を講じたことを確認するための説明」欄

情報を入手するため、自国内で利用可能なあらゆる手段が講じられたことを確認すべく必要な情報を提供する（ただし、不相応な困難さを生じさせる恐れがある手段は除く）。不相応な困難さが生じる恐れがあることを理由に、自国内において情報を入手するために利用可能なあらゆる手段を用いていない場合、その手段及び不相応な困難さについての説明を行う。

7 「14. 情報提供要請事項が、税務上の目的に関連性を有している理由」欄

情報提供要請事項が、税務上の目的に関連していると考える理由を記入する。具体的には、リクエスト対象グループについての詳細な説明、リクエストに至った事実及び状況、並びに同グループの納税義務者が法令遵守違反を行ってきたと考える理由を裏付ける明確な事実的根拠、適用される税法又は刑法についての説明、要請情報が当該納税者の法令遵守を判断する際に役立つ理由などを記載する。

注）関連性の定義は、OECD モデル条約第 26 条に関するコメントナリー（特に、パラグラフ 5、パラグラフ 5.1、パラグラフ 5.2 及びパラグラフ 8(h) 等のグループ・リクエストに係るパラグラフ）及び OECD モデル TIEA 第 1 条及び第 5(5) 条とその関連コメントナリーを参照する。

8 「15. 情報提供要請事項」欄

情報提供要請事項は、予見可能な関連性があり、かつ、前項で提供された情報（関連背景等）に従っている必要がある。

情報交換要請している情報は、被要請国又は地域が講じる国内のあらゆる情報収集手段の基礎を成すため、同情報については、できる限り具体的である必要がある。

9 「19. 特定の様式を用いた情報提供要請事項の提供希望」欄

特定の様式による情報提供を希望する場合には、情報提供を希望する特定の様式を添付するとともに、様式作成の際の留意事項（例えば、質問調査を行った相手国当局職員の署名を要する、質問調査対象者の署名を要する等）及びその理由を明記する。

要請に基づく 情報交換事案の管理表
自発的 (ルーリングを除く)

調查第 部 部門(班)

登録 年数	登録年 月日	都 道 府 県	部 門 (机)	法 人 番 号	被 告 人 姓 名 法 人 名	相 手 国	被 告 回 復 日	相 手 公 司 名 称 法 人 名	被 告 回 復 日	調 査 活 用 の 可 否	活 用 不 可 の 理 由	備 考
										活用可 活用不可		

(別冊1様式3-1)

要請に基づく又は自発的(ルーリングを除く)情報交換事案の管理表の記載要領

1 活用の可否

相手国等から受領した情報の内容に応じ、実地調査での活用の可否について、次のとおり判定結果を記載する。

(1) 活用可

イ 実地調査（次回調査）で活用見込みのもの

ロ 相手国等から受領した情報が、相手国等に要請した情報の一部回答（部分回答）であるが、調査（次回調査）で活用見込まれるもの及び最終回答受領の上、活用の可否の判定を行うもの

(2) 活用不可

実地調査（次回調査）で活用できないもの

2 活用不可の理由

相手国等から受領した情報について、実地調査での活用ができないと判定した場合、次の区分に基づき活用不可の理由を記載する。

なお、活用不可の理由が「その他」の場合、具体的な理由を記載することに留意する。

- (1) 相手国等から受領した情報に係る取引の更正期限が徒過したもの
- (2) 調査法人の処理が相当と認められるもの
- (3) 相手国で課税に至ったもの（日本での課税が見込まれるものを見除く）
- (4) 相手国等に要請した情報について、十分な回答が得られなかつたもの
- (5) その他

3 備考

特記すべき事項等を記載する。

活用可否の記載例

**要請に基づく
自発的
(ルーリングを除く)**

調査第一部 B-1 部門(班)

件付 年度	国際調査 管理課内 部	部 門(班)	本人番号	取扱い機関 名	相手国	満了年月日	開示請求 登録番号	回答種別	部門回付日	調査活用の 可否	活用不可の理由	備考
R1	17	1	1-99 (B-1)	1234567 例DEF	香港	R2.3.16	S2019261	最終回答	R2.7.17	<input checked="" type="checkbox"/> 活用可 <input type="checkbox"/> 活用不可	調査法人の処理相 当（過去の調査で 確認済）	

国際調査管理課が記入

どちらかに
○をつける

記載要領2を参考に、
理由を記載する

国際調査管理課への提出期限：管理表の回付を受けた翌月の末日

要請に基づく情報交換管理簿(相手国等への要請)

令和〇年〇月〇日現在
東京局國際調查管理課

別冊1様式4)

- 要請に基づく情報交換事案活用事績
 自発的情報交換事案活用事績
 実質的活動要件に係る自発的情報交換事案活用事績

東京国税局 調査第 部 調査第 部門

国際業務課 整理番号	情報提供 国(者)名		
調査等対象者		事業内容	処理等年月
			令和 年 月
活用効果	増差所得金額等(有・無)	左のうち情報交換によるもの(有・無)	処理対象事業年度等
有・無	[有の場合の金額] (内不正 千円) 千円	[有の場合の金額] (内不正 千円) 千円	自 年 月 日 至 年 月 日
事案の概要等(提供された情報の活用状況、増差所得金額等以外の活用結果等)			
(増差所得等以外の活用結果については、「申告内容と不合できた」等の結果について簡記する。)			

別冊1様式5 記載要領

1 表題

「要請に基づく情報交換事業活用事績」、「自発的情報交換事業活用事績」又は「実質的活動要件に係る自発的情報交換事業活用事績」のうち、該当欄にチェックを付す。

2 「国際業務課整理番号」欄

我が国からの情報提供要請により相手国等の税務当局から受領した情報若しくは相手国等の税務当局から自発的に提供を受けた情報の回付の際に付された国際業務課整理番号を記載する。要請が複数回にわたる等の理由により、複数の整理番号が存在する場合には全ての整理番号を記載する。

3 「調査等対象者」欄

調査対象者又は滞納者の法人名又は個人名を記載する。外国人である個人については、原則として英語等で記載する。

4 「処理等年月」及び「処理対象事業年度等」欄

- 「処理等年月」欄には課税処理年月を記載する。
なお、滞納整理に関する活用事績の場合は、完結（収納）、財産の差押え、徴収共助の要請、又は滞納処分の停止等を行った月を記載する。
- 「処理対象事業年度等」欄には、受領情報の課税処理又は滞納国税の対象事業年度又は対象年分を記載する。

5 「活用効果」欄

「有・無」の該当する方を○で囲み、「有」の場合は、以下の6「増差所得金額等」欄及び7「事業の概要等」欄を記載する。「無」の場合は、同欄の記載は不要である。

6 「増差所得金額等」欄

- 「(有・無)」の該当する方を○で囲み、「有」の場合は増差所得金額、増差課税価格、源泉所得税の追徴本税額又は消費税の追徴税額等を記入する。増差所得金額等が複数年あるときは総額で記載する。
- 滞納整理に関する活用事績については、徴収（見込）又は停止（見込）額を記載する。
- 複数税目にわたって活用効果があるときは、「事業の概要等」欄に適宜記載する。

7 「事業の概要等」欄

- 要請・回答の概要、活用結果等を簡潔に記載する。
- 滞納整理へ活用した場合には、滞納整理への活用態様（完結（収納）、財産の差押え、徴収共助の要請、滞納処分の停止、その他）が分かるように記載する。
- 活用結果が増差所得金額等を伴わず、申告内容を追認するようなものである場合には、事業の概要の記載を省略し、活用結果のみを記載することとして差し支えない。

租税条約等に基づき(国(者))の税務当局に提供する情報の内容

東京国税局 調査第●部 調査第●部門

国際業務課 整理番号		情報提供 国(者)名		処理対象事業年度等	
				自 至	年 年
我が国 の情報 収集先	名称 等	(フリガナ) (英語名等)	代表者名又は屋号 (フリガナ) (英語等)	事業内容 (英語等)	
	所在地 等	(フリガナ)		担当	局 部(署) 部門 ()
相手国 等の納税 者	名称 等	(英語名等)			
	所在地 等	(英語等)			

回答の概要

情報提供のための質問検査権の行使又は必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使	有・無
--	-----

租税条約等に基づき（ ）税務当局に提供する情報の内容 記載要領

1 「国際業務課整理番号」欄

相手国等の税務当局から受領した情報提供依頼を国際業務課から回付された際に付された国際業務課整理番号を記載する。

2 「情報提供国(者)名」欄

情報提供要請があった国(者)名を記載する。

3 「処理対象事業年度等」欄

情報提供の処理対象事業年度等を記載する。

4 「我が国の情報収集先」の「名称等」欄

情報収集先の氏名又は名称にフリガナを付して記載する。英語等の名称がある場合はそれについても記載する。外国人の氏名については、英語等で原則としてファースト、ミドル、ラストネームの順に記載し、氏名の前に「Mr.」、「Mrs.」又は「Ms.」を付す。

5 「我が国の情報収集先」の「事業内容」欄

事業種目や職業等を記載する。

6 「我が国の情報収集先」の「所在地等」欄

情報収集先の法人又は個人の所在地又は住（居）所を記載し、フリガナを付す（外国法人又は非居住者の場合は、国内における主たる事業所等の所在地の他、外国における所在地等を記載する）。

7 「我が国の情報収集先」の「代表者名又は屋号」欄

法人の代表者の氏名又は個人が用いている屋号を記載し、フリガナを付す。英語等の名称がある場合はそれについても記載する。

8 「相手国等の納税者」の「名称等」及び「所在地等」欄

相手国等の調査の対象となっている法人の名称又は個人の氏名及びその所在地又は住（居）所を英語等で記載する。

9 「回答の概要」欄

取引の概要を添付資料と関連づけて記載するなど、回答の概要を簡潔に可能な限り具体的に記載する。

また、問題点があった場合には、当該調査上の問題点を簡潔にわかりやすく記載する。相手国等の取引先の名称等については、英語等で記載する。

必要に応じて、取引概要図、契約書等の写し、送金依頼書等の写し、領収書等の写し、送金指示書（書簡）等の写しなど、相手国等の税務当局にとって有益となると考えられる資料を添付する。資料には可能であれば英訳を添付し、また添付した資料の目次を作成する。

10 「情報提供のための質問検査権の行使又は必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使」欄

我が国情報収集先に対して、情報提供のための質問検査権の行使又は必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使があった場合、該当の有無について丸で囲む。

租税条約等実施特例法第8条の2上及び租税条約等上の情報不提供事由並びに質問検査権の不行使事由に関する検討

作成年月日				
情報提供 要請国(者)		要請収受 年月日		国際業務課 整理番号
情報収集 対象者				庁主管課
内 容				
租税条約等実施特例法第8条の2上 情報不提供事由の検討	1	当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる		
	2	我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていると認められる		
	3	我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがないと認められる		
	4	当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがないと認められる		
	5	当該相手国等から当該情報の提供の要請があった場合にあっては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入手するために通常用いる手段を用いていると認められる又は、当該手段を用いることが著しく困難であると認められる		
	(備考)			

租税条約等上の情報不提供事由の検討	1	要請が、租税条約等に規定する情報交換の対象税目に関するものである		
	2	要請が、租税条約等に規定する情報交換の対象期間に関するものである		
	3	要請に応じることが、相手国等若しくは我が国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとることにならない		
	4	要請に応じることが、相手国等若しくは我が国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない情報を提供することにならない		
	5	営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報、又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供することにならない		
	6	その他 ()		
	(備考)			

質問検査権の行使事由の検討	1	要請において収集対象者が特定されている		
	2	要請が相手国等における刑事事件の捜査その他相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を目的とするものでない		
	3	その他 ()		
	(備考)			
庁主管課への回付年月日		国際業務課担当者		

要請国(者)への照会年月日		照会内容	
要請国(者)からの回答年月日		回答内容	

租税条約等に基づき() 税務当局に自発的に提供する情報の内容

1 担当者

所 属：東京国税局 調査第●部 調査第●部門

役 職：

氏 名： (内線)

2 日本側調査対象者(日本語・英語等)

調査課法人番号()

 法人の場合

(調査対象者)

名 称 (日本語)

(英語等)

(略称：)

代表者 (日本語)

(英語等) Mr. (Mrs.又は Ms.)

(略称：)

所在地 (日本語)

(英語等)

 個人の場合

(調査対象者)

氏 名 (日本語)

(英語等) Mr. (Mrs.又は Ms.)

(略称：)

住(居)所 (日本語)

(英語等)

生年月日 (日本語)(西暦) 年 月 日

(英語) (Month) (Day), (Year)

3 相手国側調査対象者(英語等)

 法人・パートナーシップ等の場合

(調査対象者)

名 称

(略称：)

代表者 Mr. (Mrs.又は Ms.)

(略称：)

所在地

納税者番号等

 個人の場合

(調査対象者)

氏 名 Mr. (Mrs.又は Ms.)

(略称：)

住(居)所

生年月日 (Month) (Day), (Year)

納税者番号等

 金融機関の場合

(調査対象者)

本支店名

(略称：)

所在地

4 日本側調査対象者及び相手国側調査対象者の概要

- (1) (日本側)
- (2) (相手国側)

5 自発的情報提供の対象となった取引の概要

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

6 自発的に提供する情報

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

7 添付資料

- 取引関係図 (別添●)
- 取引明細 () (別添●)
- 契約書 () (別添●)
- 請求書 () (別添●)
- 領収書又は外国送金依頼書 () (別添●)
- その他参考資料 () (別添●)

8 その他

租税条約等に基づき（ ）税務当局に自発的に提供する情報の内容 記載要領

1 「2 日本側調査対象者」欄

- (1) 「名称」、「氏名」欄には、日本側調査対象者の名称又は氏名を記載する。英語等の名称又は氏名についても記載する。外国人の氏名については、英語等で原則としてファースト、ミドル、ラストネームの順に記載し、氏名の前に「Mr.」、「Mrs.」又は「Ms.」を付す。
- (2) 日本側調査対象者が法人の場合、その法人の代表者の氏名を「代表者」欄に日本語及び英語等で記載する。
- (3) 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を付し、以降の文章にはその略称を用いる。
- (4) 「所在地」、「住（居）所」欄には、日本側調査対象者の所在地又は住（居）所を記載する（外国法人又は非居住者の場合は、国内における主たる事業所等の所在地の他、外国における所在地等を記載する）。英語等の所在地又は住（居）所についても記載する。
- (5) 日本側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日（西暦）を「生年月日」欄に日本語及び英語で記載する。
- (6) 欄が不足する場合、又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正する。

2 「3 相手国側調査対象者」欄

- (1) 「名称」、「氏名」欄には、相手国側調査対象者の名称又は氏名を英語等で記載する。
- (2) 相手国側調査対象者が法人の場合、その法人の代表者の氏名を「代表者」欄に英語等で記載する。
- (3) 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を付し、以降の文章にはその略称を用いる。
- (4) 「所在地」、「住（居）所」欄には、相手国側調査対象者の所在地又は住（居）所を英語等で記載する。
- (5) 漢字圏の国等に対する要請で、各項目について漢字表記を把握している場合には、英語表記に加えて記載する。
- (6) 相手国側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日（西暦）を「生年月日」欄に英語で記載する。
- (7) 相手国側調査対象者を特定することができる商業登記番号、納税者番号等を把握している場合には、当該番号を「納税者番号等」欄に記載する。
- (8) 欄が不足する場合、又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正する。

3 「4 日本側調査対象者及び相手国側調査対象者の概要」欄

日本側調査対象者と相手国側調査対象者の事業内容、資本関係、親族関係等について簡潔に記載する。

4 「5 自発的情報提供の対象となった取引の概要」欄

- (1) 自発的情報提供の対象となった取引の概要を、添付資料と関連づけて記載する。なお、自発的情報提供の対象となる期間及び税目が租税条約等に定められている要件を満たしているかどうかを確認する。
- (2) 主語は可能な限り日本側調査対象者の名称又は氏名で統一し、文章の途中でみだりに主語を変更しない。また、同じ事柄について、記載箇所によって異なった用語や語句を使用せず、全体として表現を統一する。なお、相手国等の取引先の名称等につい

では、英語等で記載する。

5 「6 自発的に提供する情報」欄

上記4(2)に留意の上、自発的情報提供の対象となった取引に係る問題点や相手国等の税務当局にとって有益と考えられる情報の内容について記載する。

6 「7 添付資料」欄

本票には、必要に応じて、取引概要図、契約書の写し、送金依頼書の写し、領収書の写し、送金指示書（書簡）の写し等、相手国等の税務当局にとって情報収集のために有用になるとを考えられる資料を添付する。資料には可能であれば英訳を添付する。また、添付した資料の明細を「添付資料」欄に記載する。

7 「8 その他」欄

①情報を相手国側調査対象者に開示することに支障があると認められる場合、②その他特段の事情がある場合に、その旨及び理由について記載する。

ルーリング情報活用名簿

No.	情報提供国	国際業務課 整理番号	整理番号 (枝番)	法人番号	法人名	部	部門	グループ ・部門	提供国の法人名	発効された ルーリング	情報提供 をする理由	提供された情報の概要	活用効果	備考

(別冊1様式①)

台湾の租税に関する権限のある機関への情報提供要請

1 担当者

所 属：東京国税局 調査第 部 調査第 部門
役 職：
氏 名： (内線)

2 要請内容

次葉のとおり

Request for Exchange of Information

台湾税務当局への情報提供要請

1	Reference numbers and related matters/ 参照番号及び関連事項:	Reference number/参照番号: Initial request/初回要請: <input type="checkbox"/> Yes/はい <input type="checkbox"/> No/いいえ Our ref # and date of related request/当初要請の業務課整理番号及び日付: Your ref # and date of related response/貴国回答の参照番号及び日付:
		Number of attachments to this request/本要請の添付資料数:
2	Urgency of reply/ 回答の緊急性:	An urgent reply by (Month) (Day), (Year) would be appreciated due to/ 次の理由により、 年 月 日までの早期回答を求む: <input type="checkbox"/> Statute of limitation becoming effective on XX/XX/20XX/時効到来 <input type="checkbox"/> Criminal case/検察事案 <input type="checkbox"/> Others/その他 ()
3	Identity of person(s) under examination or investigation in Japan/日本側調査対象者:	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> A <input type="checkbox"/> Individual/個人 (For internal use/局署番号、整理番号:) Name/氏名: () </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 (For internal use/局署番号、整理番号:) Name/法人名: () </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Name of Representative/代表者名: () </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Postal address in Japan/日本での住所/所在地: </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Postal address in your jurisdiction (if any)/貴国での住所/所在地(あれば): </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> B <input type="checkbox"/> Individual/個人 (For internal use/局署番号、整理番号:) Name/氏名: () </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 (For internal use/局署番号、整理番号:) Name/法人名: () </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Name of Representative/代表者名: () </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Postal address in Japan/日本での住所/所在地: </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> Postal address in your jurisdiction (if any)/貴国での住所/所在地(あれば): </div>

This information is furnished under the provisions of the agreement. Its use and disclosure must be governed by the provisions contained therein.

4	Request to refrain from notifying the taxpayer(s) involved/調査対象者への非通知の希望:	<p><input type="checkbox"/> No/通知可 <input type="checkbox"/> Yes/通知不可, NOT notify/通知不可とする調査対象者 () Due to/理由: <input type="checkbox"/> High risk of related records destroyed/関連資料の破棄の恐れ <input type="checkbox"/> High risk of concealing/transferring properties/財産隠匿/移転の恐れ <input type="checkbox"/> Others/その他 ()</p> <p>If yes, Japan's competent authority hereby confirms that your jurisdiction would be able to refrain from notification in similar circumstances. 「通知不可」の場合、日本の権限ある当局は、同様の状況において、貴国が希望した場合に通知しないことができることを確認しました。</p>
5	Examination Period/調査期間:	From (Month) (Day), (Year) to (Month) (Day), (Year)
6	Tax(es) to which the request relates/要請に関連する税目:	<input type="checkbox"/> Personal income tax/所得税 <input type="checkbox"/> Corporate income tax/法人税 <input type="checkbox"/> Consumption tax/消費税 <input type="checkbox"/> Inheritance/gift tax/相続/贈与税 <input type="checkbox"/> Others/その他 ()
7	Tax purpose for which the information is requested/情報要請の目的:	<input type="checkbox"/> Determination, assessment and collection of taxes (civil)/決定、賦課徴収 <input type="checkbox"/> Investigation or prosecution of tax matters (criminal)/査察、訴追
8	Grounds for believing that the requested information is held in your jurisdiction or is within the possession or control of a person within your jurisdiction/ 要請する情報が、貴国において保有されている、又は貴国内の者により所有、管理されていると考える根拠:	
	<input type="checkbox"/> The specified person within your jurisdiction is a trade/business counterpart of the person under examination/investigation in Japan./貴国の特定の者が、日本の調査対象者の取引/事業上の相手である。 <input type="checkbox"/> The specified person within your jurisdiction is an associated enterprise/a related person of the person under examination/investigation in Japan./貴国の特定の者が、日本の調査対象者の関連法人/関連者である <input type="checkbox"/> Others/その他 ()	
9	Information of person(s) in your jurisdiction to be believed to be in possession of the information requested/貴国で要請情報を所有していると考えられる者の情報 (相手国側調)	<p>A</p> <p><input type="checkbox"/> Individual/個人</p> <p>Name/氏名: ()</p> <p>Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year)</p> <p><input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人</p> <p>Name/法人名: ()</p> <p>Name of Representative/代表者名: ()</p> <p>Postal address (if known)/住所/所在地 (分かれば) :</p>

This information is furnished under the provisions of the agreement. Its use and disclosure must be governed by the provisions contained therein.

	<p>査対象者) : Check if the same as the person as listed under item 3/項目 3 に記載した者と同じ場合: <input type="checkbox"/> Yes/はい</p>	<p>Taxpayer ID number (if known)/納稅者番号等:</p> <p>Other ID number/その他の ID 番号: Type of ID/ID の種類: Date of issuance/ID 発効日: (Month) (Day), (Year) Place of issuance/ID 発行地:</p> <p>B <input type="checkbox"/> Individual/個人 Name/氏名: () Birth date/生年月日: (Month) (Day), (Year)</p> <p><input type="checkbox"/> Corporate Entity/法人 Name/法人名: () Name of Representative/代表者名: () Postal address (if known)/住所/所在地 (分かれば) :</p> <p>Taxpayer ID number (if known)/納稅者番号等: Other ID number/その他の ID 番号: Type of ID/ID の種類: Date of issuance/ID 発効日: (Month) (Day), (Year) Place of issuance/ID 発行地:</p>
10	Relevant background/ 提供を要請する情報に係る取引の概要:	Please refer to Attachment 1/別添 1 参照
11	Information requested/ 要請する情報:	Please refer to Attachment 1/別添 1 参照

This information is furnished under the provisions of the agreement. Its use and disclosure must be governed by the provisions contained therein.

10	Relevant background/ 提供を要請する情報に係る取引の概要。	
11	Information requested/ 要請する情報:	<p>Types of information requested for the relevant time period as specified under item 5/項目 5 の調査期間について要請する情報の種類:</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. Financial statements/財務諸表 <input type="checkbox"/> 2. Tax returns filed in your jurisdiction/貴国に提出された税務申告書 <input type="checkbox"/> 3. Books and accounting records/会計記録 <input type="checkbox"/> 4. Transactional records (contracts, invoices, receipts/payments, etc.)/取引記録 (契約書、請求書、受領書、支払書等) <input type="checkbox"/> 5. Beneficial owner(s)/実質的所有者情報 <input type="checkbox"/> 6. Bank account information/銀行口座情報 <input type="checkbox"/> 7. Correspondences (letters, emails, etc.) exchanged between the person under examination/investigation/調査対象者との間の通信記録 (レター、メール等) <input type="checkbox"/> 8. Others/その他 () <p>Detail explanations of the above information requested/ 上記の要請する情報の詳細:</p>
		<p>Domestic measures exhausted by Japan's tax authority before making this request/本要請の前に日本で尽くした手段:</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Unsuccessful repeated information requests to the person under field examination/investigation during the course of tax audits/調査の過程で調査対象者に繰り返し情報を要請したが提出されなかった。 <input type="checkbox"/> No measures administrable in Japan since the person under examination/investigation is wholly located outside of Japan/調査対象者が日本国外に所在するため日本において取り得る手段がない。 <input type="checkbox"/> Others/その他 ()

This information is furnished under the provisions of the agreement. Its use and disclosure must be governed by the provisions contained therein.

台湾の租税に関する権限ある機関への情報提供要請 記載要領

原則として英語で記載（フォントは Palatino Linotype）することとするが、(1)以下で「日本語記載可」としている箇所は日本語で記載（フォントは MS 明朝）しても良い。また、数字や記号（括弧、引用符等）は全て半角で記載し、日付は全て西暦で記載すること。

(1) 表題

記載する必要はない。

(2) 「1 参照番号及び関連事項」欄

イ 参照番号を記載する必要はない。

ロ 初回要請であれば「はい」をチェックし、同一事案に係る2回目以降の追加の要請であれば「いいえ」にチェックの上、関連する当初要請及び相手国からの回答に関する情報を英語で記載する。当初要請については、S から始まる業務課整理番号と発出した要請レターの日付を記載し（例：S000000 dated January 1, 2021）、相手国からの回答については、相手国からの回答レターに記載の参照番号及び回答レターの作成日付（日本の受領日ではない。）を記載（例：XXXXXX dated February 1, 2021）する。

ハ 本票には、必要に応じて、取引概要図、照会する銀行口座番号が確認できる資料（自動的情報交換資料 CSV 等）、契約書の写し、送金依頼書の写し、領収書の写し、送金指示書（書簡）の写し等、相手国の税務当局にとって情報収集のために真に必要であると考えられる資料を「Attachment (別添)」として添付する。

なお、資料の印字が不鮮明な場合には手書きで補正すること。また、資料には可能であれば英訳を付すこと。

ニ 「Attachment 1」を含めて添付した別添の数を記載する。

(3) 「2 回答の緊急性」欄

特段の理由がある場合にのみ、回答期限を設けて早期回答を求める。該当する理由にチェックをし、その他の理由がある場合にはその他の欄に具体的な理由を記載する（日本語記載可）。

なお、「税の透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラム」の国際基準において、相手国等から情報提供の要請を受けた日から 90 日以内に相手国等に対し要請を受けた情報の提供又は進捗状況の通知をしなくてはならないとされていることを踏まえ、90 日以内の回答を求めるることは原則として難しいことに留意する。

(4) 「3 日本側調査対象者」欄

イ 日本側調査対象者を特定する情報を英語で記載する。漢字圏の国等に対する要請で、各項目について現地語での表記を把握している場合には、英語表記に併記する。

ロ 日本人の氏名は「姓一名」の順で記載することとし、姓は全て大文字、名は頭文字のみ大文字とする。外国人の氏名は、英語等で原則としてファースト、ミドル、ラストネームの順に記載する。英語で記載した氏名には氏名の前に「Mr.」、「Mrs.」又は「Ms.」を付すが、敬称と氏名の間には半角スペースが必要である点留意すること。

ハ 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を括弧内に付し、以降の文章にはその略称を用いる。略称は、“A”、“B”といった付番ではなく、“Mr. ○○” や “NTA” といった固有名詞に基づく略称とすること。また、相続税の調査等で調査対象者が死亡している場合には、氏名の後に相続人（heir）/被相続人（decedent）の別を明記の上、継柄を記載する（日本語記載可）。

ニ 「住所/所在地」欄には、日本側調査対象者の住所又は所在地を記載する（外国法人又は非居住者の場合は、国内における主たる事業所等の所在地の他、外国における所在地等を記載する）が、カンマの後には半角スペースが必要である点留意すること（例：3-1-1, Kasumigaseki, chiyodaku, Tokyo, Japan）。また、複数の住所情報がある場合には、必要に応じて追記する。

ホ 日本側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日を「生年月日」欄に英語で（例：January 1, 2021）記載する。また、相続税の調査等で調査対象者が死亡している場合には、その者の死亡年月日（例：Date of death: January 1, 2021）を生年月日の後に英語で記載する。

- へ 日本側調査対象者が法人の場合で、法人の設立年月日や代表者の生年月日、代表者の住所等の情報を記載すべき時は、適宜欄を追加して上記二、ホを参考に記載する。
- ト 調査対象者が複数存在する場合は、欄を追加して上から A、B と付し、A 欄、B 欄にそれぞれ分けて記載する。欄は、B 欄の任意の箇所をクリックすると欄外右下に「+」マークが表示されるため、それをクリックすることで追加できる。その他欄が不足する場合又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正すること。

(5) 「4 調査対象者への非通知の希望」欄

相手国当局による調査対象者への通知により調査等に支障が出る等の理由で通知をすべきでない事由がある場合は「通知不可」にチェックし、別紙様式1-付(1)における3及び9に記載した調査対象者名のうち、通知不可とする調査対象者名の略称を記載する。また、該当する理由にチェックし、その他の理由がある場合には、その他の欄に具体的な理由について記載する(日本語記載可)。

(6) 「5 調査期間」及び「6 要請に関連する税目」欄

日本において調査を行っている期間及び税目を記載する。

調査期間は、原則として調査宣言をしている期間となるが、相続税の調査の場合には、相続税の課税対象を確認するために必要な期間を記載し、改行して同欄にその理由を付すこと(日本語記載可)。また、徵収事案の場合に限り、必要に応じて調査期間の終期を「調査日現在」とすることができる。相続税の調査以外で調査期間を超えて情報を要請する場合には「11 要請する情報」欄に情報提供を要請する期間とその理由を付すことに留意すること。

なお、対象期間及び対象税目が租税条約等に定められている要件を満たしているかどうかを「我が国が情報提供要請可能な税目の国別一覧」や根拠となる租税条約等で確認すること。

(7) 「7 情報要請の目的」欄

情報を要請する目的をチェックする。

(8) 「8 要請する情報が、貴国において保有されており、又は貴国内の者により所有、管理されていると考える根拠」欄

要請する情報が相手国に存在すると考える根拠について該当するものをチェックし、その他の根拠がある場合には、その他の欄に具体的な根拠を記載する(日本語記載可)。

(9) 「9 貴国で要請情報を所有していると考えられる者の情報」欄

イ 要請情報を所有していると考えられる者(相手国側調査対象者)の情報を英語で記載する。
漢字圏の国等に対する要請で、各項目について現地語での表記を把握している場合には、英語表記に併記する。

なお、「3 日本側調査対象者」と(複数存在する場合は全員が)同一の場合は、「はい」にチェックをし、記載は要しない。

ロ 「氏名」「法人名」欄には、相手国側調査対象者の氏名又は法人名を英語等で記載する((4)ロ参照)。相手国側調査対象者が金融機関の場合は、原則として支店名まで記載し、支店名が不明な場合には、金融機関の名称の後に括弧書きで支店不明/Branch Unknownと記載すること。また、調査対象者が法人の場合、その法人の代表者の氏名を「代表者名」欄に英語等で記載するが、金融機関の場合は、代表者名の記載を省略することができる。

ハ 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を括弧内に付し、以降の文章にはその略称を用いる。略称は、“A”、“B”といった付番ではなく、“Mr. ○○”や“NTA”といった固有名詞に基づく略称とすること。また、贈与税、相続税の調査等で必要な場合には、氏名の後に日本側調査対象者との統柄を記載する(日本語記載可)。

ニ 「住所/所在地」欄には、相手国側調査対象者の住所又は所在地を英語等で記載するが、カンマの後には半角スペースが必要である点留意すること(例:3-1-1, Kasumigaseki, chiyodaku, Tokyo,

Japan)。

なお、相手国側調査対象者が、第三国にも住所又は所在地を有している場合で、相手国の税務当局が情報を収集するにあたって真に必要であると認められる場合には、第三国の住所又は所在地も記載する。

- ホ 相手国側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日を「生年月日」欄に英語で（例：January 1, 2021）記載する。また、相続税の調査等の場合で調査対象者が死亡している場合には、その者の死亡年月日（例：Date of death: January 1, 2021）を生年月日の後に英語で記載する。
- ヘ 相手国側調査対象者の納税者番号を把握している場合には、その番号を記載し、不明な場合には不明と記載する（日本語記載可）。また、相手国側調査対象者を特定することができる商業登記番号、パスポート番号、銀行のSWIFTコード等を把握している場合には、その番号及び把握している事項を「その他のID番号」欄に記載する。
- ト 相手国側調査対象者が法人の場合で、法人の設立年月日や代表者の生年月日、代表者の住所等の情報を記載すべき時は、適宜欄を追加して上記二、ホを参考に記載する。
- チ 相手国側調査対象者が複数存在する場合は、欄を追加して上からA、Bと付し、A欄、B欄にそれぞれ分けて記載する。欄は、B欄の任意の箇所をクリックすると欄外右下に「+」マークが表示されるため、それをクリックすることで追加できる。その他欄が不足する場合、又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正する。

(10) 「10 提供を要請する情報に係る取引の概要」欄

- イ 情報提供要請の対象となった取引について、背景や調査対象者の概要、課税上の問題点等を、添付資料と関連づけて「Attachment 1」に記載する（日本語記載可）。その際、事実関係と想定事項は明確に区分して記載することに留意すること。
- ロ 主語は可能な限り日本側調査対象者の氏名/法人名で統一し、文章の途中でみだりに主語を変更しない。また、同じ事柄について、記載箇所によって異なった用語や語句を使用せず、全体として表現を統一する。
なお、相手国等の取引先や契約書等、固有名詞に言及する際は、名称を正確に英語又は相手国言語で記載すること。

(11) 「11 要請する情報」欄

- イ 情報提供を要請する情報の種類をチェックし、具体的な内容を記載する（日本語記載可）。相手国側調査対象者が複数存在する場合も、同一欄にチェックする。要請する情報の種類が複数ある場合には、要請する情報の種類の番号を引用の上、適宜区分して記載する等、分かりやすく記載すること。
上記の課税上の問題点と真に関連のある情報のみを要請することに留意し、要請する情報と課税上の問題点との関連性を簡潔に記載する。また、「5 調査期間」に記載した期間以前又は以後の期間に係る情報を要請する場合は、当該期間の情報が必要である理由（課税上の問題点との関連性）を確實に記載する。
- ロ 要請する情報については、台湾の租税に関する権限のある機関が保有している可能性のある情報に限る。また、日本においてあらゆる手段を尽くしたものの、入手が困難な情報であることを確認した上で、関連性、相互主義（我が国に対して同様の情報提供を要請された場合に収集できる情報であること）及び相手国の負担を考慮し、決定する必要があることに留意する。
- ハ 本要請の前に日本において尽くした手段については、入手できなかった理由にチェックをし、その他の理由がある場合にはその他の欄に記載する（日本語記載可）。

台湾の租税に関する権限のある機関へのグループリクエスト

1.	送付先 :		
2.	送付元 :		
3.	連絡窓口	名前 :	
		電子メール :	
		電話番号 :	
		言語スキル :	
4.	法的根拠 :		
5.	参照番号及び 関連事項	参照番号 :	
		初回リクエスト :	チェックしてください : <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「いいえ」の場合、すべての関連リクエスト及び／又はレスポンスの参照番号と日付を提供してください :
		このリクエストに添付された添付書類の数 :	
		すべての添付書類の総ページ数 :	
6.	回答の緊急性	情報がもはや有用でなくなると見込まれる日付 :	
		早期回答を必要とする理由 :	ボックスにチェックしてください : <input type="checkbox"/> 時効；日付 : <input type="checkbox"/> 係争案件 <input type="checkbox"/> その他の理由（詳細を記載） :
7.	概要		
8.	調査対象を特定する情報 :		
9.	調査対象期間及び情報提供要請事項が関連している取引 :		
10.	情報交換要請に関連する税目 :		
11.	適用される租税条約等に準拠した、 情報交換要請の目的 :	ボックスにチェックしてください : <input type="checkbox"/> 民事／行政上の租税事件に係る決定、賦課徴収	

12.	情報交換要請の基礎となる事実及び想定 :	
13.	情報提供要請事項を入手するため、国内において取り得るあらゆる手段を講じたことを確認するための説明（ただし、不相応な困難さを生じさせる恐れがある手段は除く。）：	
14.	情報提供要請事項が、税務上の目的に関連性を有している理由	
15.	情報提供要請事項 :	
16.	情報提供要請事項が、被要請国又は地域において保有されており、又はその管轄内の者により所有・管理されていると考える根拠 :	
17.	情報提供要請事項を所有していると考えられている者の名前及び住所（判明している範囲で）：	
18.	<p>調査対象者又は関係者への非通知の希望 :</p> <p>チェックしてください： <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>理由を記載してください：</p> <p><input type="checkbox"/> 「はい」の場合、要請国における権限ある当局は、同様の状況において、被要請国又は地域に求めるこの一連の行動について、自国が要請を受けた場合にその実施を保証できることの確認を行います。</p>	
19.	<p>特定の様式を用いた情報提供要請事項の提供希望 :</p> <p>追加の希望事項 :</p> <p>チェックしてください： <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>「はい」の場合、その内容 :</p>	

20. 情報交換要請を行うに際し、日本税務当局は、下記の内容を宣言する：
- (a) 本情報交換要請に関する受領したすべての情報は、機密情報として取り扱われ、かつ、本情報交換要請の根拠となる租税条約等において認められる目的にのみ使用される。
 - (b) 本情報交換要請は、国内の法律及び行政慣習に準拠しており、さらに、情報交換要請の根拠となる租税条約等にも準拠している。
 - (c) 本情報提供要請事項は、国内の法律に基づき、かつ、同様の状況における一連の通常の行政慣習において入手できる。

1 「7. 概要」欄

本情報交換要請に係る税務調査の目的及び情報交換要請の目的に関して、簡単かつ簡潔な説明を記載する。

2 「8. 調査対象を特定する情報」欄

OECD モデル租税条約第 26 条に関するコメントリー（特に、パラグラフ 5.2、パラグラフ 8(e)～8(h)、パラグラフ 8.1 等のグループ・リクエストに係るパラグラフ）を参照する。

3 「9. 調査対象期間及び情報提供要請事項が関連している取引」欄

情報提供を要請する期間が、要請国又は地域の法令及び租税条約等によって情報交換要請が可能であることを確認する。情報提供を要請する期間が長期間におよぶ場合は、情報交換の基礎となった取引に対する時効が本情報交換要請について適用されない説明を記載する。

4 「10. 情報交換要請に関連する税目」欄

情報交換要請の基礎となる租税条約等を参照し、要請に関連する税目（法人税等）を記載する。

5 「12. 情報交換要請の基礎となる事実及び想定」欄

必要な背景情報（実施中の調査の概要を含む）、及び情報提供要請事項と同調査との関連性を記載する。

また、同様の納税者に対する調査、面談又はその他の調査（該当する場合）から得た情報等、情報交換要請のためのその他の事実的根拠、並びにグループの活動内容を記入する。

海外の者を含むその他の者（個人、企業、パートナーシップ、信託等）が調査及び情報交換要請に関係している場合、納税者との関係（判明している範囲）を詳細に記載し、かつ、それらの者を特定するのに十分な情報を記載する。

スキーム／ストラクチャーを示す書類を添付する（該当する場合）。

6 「13. 情報提供要請事項を入手するため、国内において取り得るあらゆる手段を講じたことを確認するための説明」欄

情報を入手するため、自国内で利用可能なあらゆる手段が講じられたことを確認すべく必要な情報を提供する（ただし、不相応な困難さを生じさせる恐れがある手段は除く）。不相応な困難さが生じる恐れがあることを理由に、自国内において情報を入手するために利用可能なあらゆる手段を用いていない場合、その手段及び不相応な困難さについての説明を行う。

7 「14. 情報提供要請事項が、税務上の目的に関連性を有している理由」欄

情報提供要請事項が、税務上の目的に関連していると考える理由を記入する。具体的には、リクエスト対象グループについての詳細な説明、リクエストに至った事実及び状況、並びに同グループの納税義務者が法令遵守違反を行ってきたと考える理由を裏付ける明確な事実的根拠、適用される税法又は刑法についての説明、要請情報が当該納税者の法令遵守を判断する際に役立つ理由などを記載する。

注) 関連性の定義は、OECD モデル条約第 26 条に関するコメントリー（特に、パラグラフ 5、パラグラフ 5.1、パラグラフ 5.2 及びパラグラフ 8(h) 等のグループ・リクエストに係るパラグラフ）及び OECD モデル TIEA 第 1 条及び第 5(5) 条とその関連コメントリーを参照する。

8 「15. 情報提供要請事項」欄

情報提供要請事項は、予見可能な関連性があり、かつ、前項で提供された情報（関連背景等）に従っている必要がある。

情報交換要請している情報は、被要請国又は地域が講じる国内のあらゆる情報収集手段の基礎を成すため、同情報については、できる限り具体的である必要がある。

9 「19. 特定の様式を用いた情報提供要請事項の提供希望」欄

特定の様式による情報提供を希望する場合には、情報提供を希望する特定の様式を添付するとともに、様式作成の際の留意事項（例えば、質問調査を行った相手国当局職員の署名を要する、質問調査対象者の署名を要する等）及びその理由を明記する。

台湾の租税に関する権限のある機関に提供する情報の内容

東京国税局 調査第 部 調査第 部門

国際業務課 整理番号				処理対象事業年度等
				自 年 月 日 至 年 月 日
我が国 の情報 収集先	名称等	(フリガナ) (英語名等)	代表者名又は屋号 (フリガナ) (英語等)	事業内容 (英語等)
	所在地等	(フリガナ)		担当 () 局部(署)部門
台湾 の納税者	名称等	(英語名等)		
	所在地等	(英語等)		
回答の概要				

台湾の租税に関する権限のある機関に提供する情報の内容 記載要領

1 「国際業務課整理番号」欄

台湾の租税に関する権限のある機関から受領した情報提供依頼を国際業務課から回付された際に付された国際業務課整理番号を記載する。

2 「処理対象事業年度等」欄

情報提供の処理対象事業年度又は対象年分を記載する。

3 「我が国情報収集先」の「名称等」欄

情報収集先の氏名又は名称にフリガナを付して記載する。英語等の名称がある場合はそれについても記載する。外国人の氏名については、英語等で原則としてファースト、ミドル、ラストネームの順に記載し、氏名の前に「Mr.」、「Mrs.」又は「Ms.」を付す。

4 「我が国情報収集先」の「事業内容」欄

事業種目や職業等を記載する。

5 「我が国情報収集先」の「所在地等」欄

情報収集先の法人又は個人の所在地又は住（居）所を記載し、フリガナを付す（外国法人又は非居住者の場合は、国内における主たる事業所等の所在地の他、外国における所在地等を記載する）。

6 「我が国情報収集先」の「代表者名又は屋号」欄

法人の代表者の氏名又は個人が用いている屋号を記載し、フリガナを付す。英語等の名称がある場合はそれについても記載する。

7 「台湾等の納税者」の「名称等」及び「所在地等」欄

台湾の納税者の法人の名称又は個人の氏名及びその所在地又は住（居）所を英語等で記載する。

8 「回答の概要」欄

取引の概要を添付資料と関連づけて記載するなど、回答の概要を簡潔に可能な限り具体的に記載する。また、問題点があった場合には、当該調査上の問題点を簡潔にわかりやすく記載する。相手国等の取引先の名称等については、英語等で記載する。

必要に応じて、取引概要図、契約書等の写し、送金依頼書等の写し、領収書等の写し、送金指示書（書簡）等の写しなど、台湾の租税に関する権限のある機関にとって有益となると考えられる資料を添付する。資料には可能であれば英訳を添付し、また添付した資料の目次を作成する。

外国居住者等所得相互免除法第41条上及び日台民間租税取決め上の情報不提供事由に関する検討

作成年月日								
情報提供 要請国(者)		要請收受 年月日		国際業務課 整理番号				
情報収集 対象者				庁主管課				
外 國 居 住 者 等 所 得 相 互 免 除 法 第 3 8 条 上	内 容				はい	いいえ	判断事由	
	1	台湾の租税に関する権限のある機関が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる						
	2	我が国がこの条の規定により提供する情報について台湾において秘密の保持が担保されていると認められる						
	3	我が国がこの条の規定により提供する情報が台湾の租税に関する権限のある機関の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがない、又は台湾の租税に関する権限のある機関が行う犯則事件の調査に使用されるおそれがないと認められる						
	4	当該情報の提供を行うことが、租税に関する法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害することとなるおそれないと認められる						
	5	台湾の租税に関する権限のある機関から当該情報の提供の要請があった場合にあっては、台湾の租税に関する権限のある機関が当該要請に係る情報を入手するために通常用いる手段を用いていると認められる又は、当該手段を用いることが著しく困難であると認められる						
(備考)								

日 台 民 間 租 税 取 決 め 上 の 情 報 不 提 供 事 由 の 検 討	内 容			規定の 有無	はい	いいえ	判断事由	
	1	要請が、日台民間租税取決めに規定する情報交換の対象税目に関するものである						
	2	要請が、日台民間租税取決めに規定する情報交換の対象期間に関するものである						
	3	要請に応じることが、台湾若しくは我が国の法令及びその行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとることにならない						
	4	要請に応じることが、台湾若しくは我が国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない情報を提供することにならない						
	5	営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報、又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供することにならない						
	6	弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う一定の通信の内容を明らかにするような情報を提供することにならない						
	7	その他 ()						
(備考)								

台湾への 照会年月日		照会内容	
台湾からの 回答年月日		回答内容	

台湾の租税に関する権限のある機関に自発的に提供する情報の内容

1 担当者

所 属：東京国税局 調査第 部 調査第 部門

役 職：

氏 名： (内線)

2 日本側調査対象者（日本語・英語等）

調査課法人番号 ()

名 称 (日本語)

(英語等)

(略称：)

代表者 (日本語)

(英語等) Mr. (Mrs.又は Ms.)

(略称：)

所在地 (日本語)

(英語等)

3 台湾側調査対象者（英語等）

 法人・パートナーシップ等の場合

(略称：)

名 称

代表者 Mr. (Mrs.又は Ms.)

(略称：)

所在地

納税者番号等

 個人の場合

氏 名 Mr. (Mrs.又は Ms.) (略称：)

住(居)所

生年月日 (Month) (Day), (Year)

納税者番号等

(略称：)

 金融機関の場合

本支店名 (略称：)

所在地

4 日本側調査対象者及び台湾側調査対象者の概要

(1) (日本側)

(2) (台湾側)

5 自発的情報提供の対象となった取引の概要

(1)

(2)

(3)

(4)

6 自発的に提供する情報

(1)

(2)

(3)

(4)

7 添付資料

- 取引関係図 (別添●)
- 取引明細 () (別添●)
- 契約書 () (別添●)
- 請求書 () (別添●)
- 領収書又は外国送金依頼書 () (別添●)
- その他参考資料 () (別添●)

8 その他

台湾の租税に関する権限のある機関に自発的に提供する情報の内容 記載要領

1 「2 日本側調査対象者」欄

- (1) 「名称」欄には、日本側調査対象者の名称を記載する。英語等の名称についても記載する。
- (2) 代表者の氏名を「代表者」欄に日本語及び英語等で記載する。外国人の氏名については、英語等で原則としてファースト、ミドル、ラストネームの順に記載し、氏名の前に「Mr.」「Mrs.」又は「Ms.」を付す。
- (3) 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を付し、以降の文章にはその略称を用いる。
- (4) 「所在地」欄には、日本側調査対象者の所在地を記載する（外国法人の場合は、国内における主たる事業所等の所在地の他、外国における所在地等を記載する）。英語等の所在地又は住（居）所についても記載する。
- (5) 欄が不足する場合、又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正する。

2 「3 台湾側調査対象者」欄

- (1) 「名称」、「氏名」欄には、台湾側調査対象者の名称又は氏名を英語等で記載する。
- (2) 台湾側調査対象者が法人の場合、その法人の代表者の氏名を「代表者」欄に英語等で記載する。
- (3) 調査対象者名及び代表者名には適当な略称を付し、以降の文章にはその略称を用いる。
- (4) 「所在地」、「住（居）所」欄には、台湾側調査対象者の所在地又は住（居）所を英語等で記載する。
- (5) 各項目について漢字表記を把握している場合には、英語表記に加えて記載する。
- (6) 台湾側調査対象者が個人の場合、その者の生年月日（西暦）を「生年月日」欄に英語で記載する。
- (7) 台湾側調査対象者を特定することができる商業登記番号、納税者番号等を把握している場合には、当該番号を「納税者番号等」欄に記載する。
- (8) 欄が不足する場合、又は不要な欄がある場合は、適宜欄を加除訂正する。

3 「4 日本側調査対象者及び台湾側調査対象者の概要」欄

日本側調査対象者と台湾側調査対象者の事業内容、資本関係、親族関係等について簡潔に記載する。

4 「5 自発的情報提供の対象となった取引の概要」欄

- (1) 自発的情報提供の対象となった取引の概要を、添付資料と関連づけて記載する。なお、自発的情報提供の対象となる租税が次の要件を満たしているかどうかを確認する。
 - イ 課税年度に基づいて課税される租税に関しては、平成29年1月1日以降に開始する各課税年度の租税
 - ロ 課税年度に基づかないで課税される租税に関しては、平成29年1月1日以降に課される租税
- (2) 主語は可能な限り日本側調査対象者の名称又は氏名で統一し、文章の途中でみだりに主語を変更しない。また、同じ事柄について、記載箇所によって異なった用語や語句を使用せず、全体として表現を統一する。なお、台湾等の取引先の名称等については、英語等で記載する。

5 「6 自発的に提供する情報」欄

上記4(2)に留意の上、自発的情報提供の対象となった取引に係る問題点や台湾の租税に関する権限のある機関にとって有益と考えられる情報の内容について記載する。

6 「7 添付資料」欄

本票には、必要に応じて、取引概要図、契約書の写し、送金依頼書の写し、領収書の写し、送金指示書（書簡）の写し等、台湾の租税に関する権限のある機関にとって情報収集のために有用になると考えられる資料を添付する。資料には可能であれば英訳を添付する。また、添付した資料の明細を「添付資料」欄に記載する。

7 「8 その他」欄

①情報を台湾側調査対象者に開示することに支障があると認められる場合、②その他特段の事情がある場合に、その旨及び理由について記載する。

	統括官等	総括主査	担当者
決裁認印			

民間情報機関を活用した情報収集依頼票

依頼年月日	令和 年 月 日								
調査担当者	国税局 調査 部 部門 (内線)								
調査法人	<table border="1"> <tr> <td>(調査課法人番号) 法 人 名</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>納 稅 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 表 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(業種番号) 業 種 目</td> <td>()</td> </tr> </table>	(調査課法人番号) 法 人 名	()	納 稅 地		代 表 者 名		(業種番号) 業 種 目	()
(調査課法人番号) 法 人 名	()								
納 稅 地									
代 表 者 名									
(業種番号) 業 種 目	()								
情報収集先	別紙のとおり								

(別紙)

情 報 収 集 先	商号（屋号）			
	代表者（経営者）			
	国（地域）名			
	所 在 地			
	電話／FAX番号			
	業 種			
	その他参考事項			
	商業登記の取得	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	インタビューの可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
和文訳の添付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	速 度	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 至急	

(注) 英文表記がわかる場合は併記すること。

情 報 収 集 先	商号（屋号）			
	代表者（経営者）			
	国（地域）名			
	所 在 地			
	電話／FAX番号			
	業 種			
	その他参考事項			
	商業登記の取得	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	インタビューの可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
和文訳の添付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	速 度	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 至急	

(注) 英文表記がわかる場合は併記すること。

民間情報機関活用事案管理表

No	調査課 法人番号	調査法人名	取引相手先の名称	国名 地域名	依頼項目	活用 効果	増差所得 (千円)	うち不正 (千円)	処理対象事 業年度(自)	処理対象事 業年度(至)	処理年月	否認概要
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

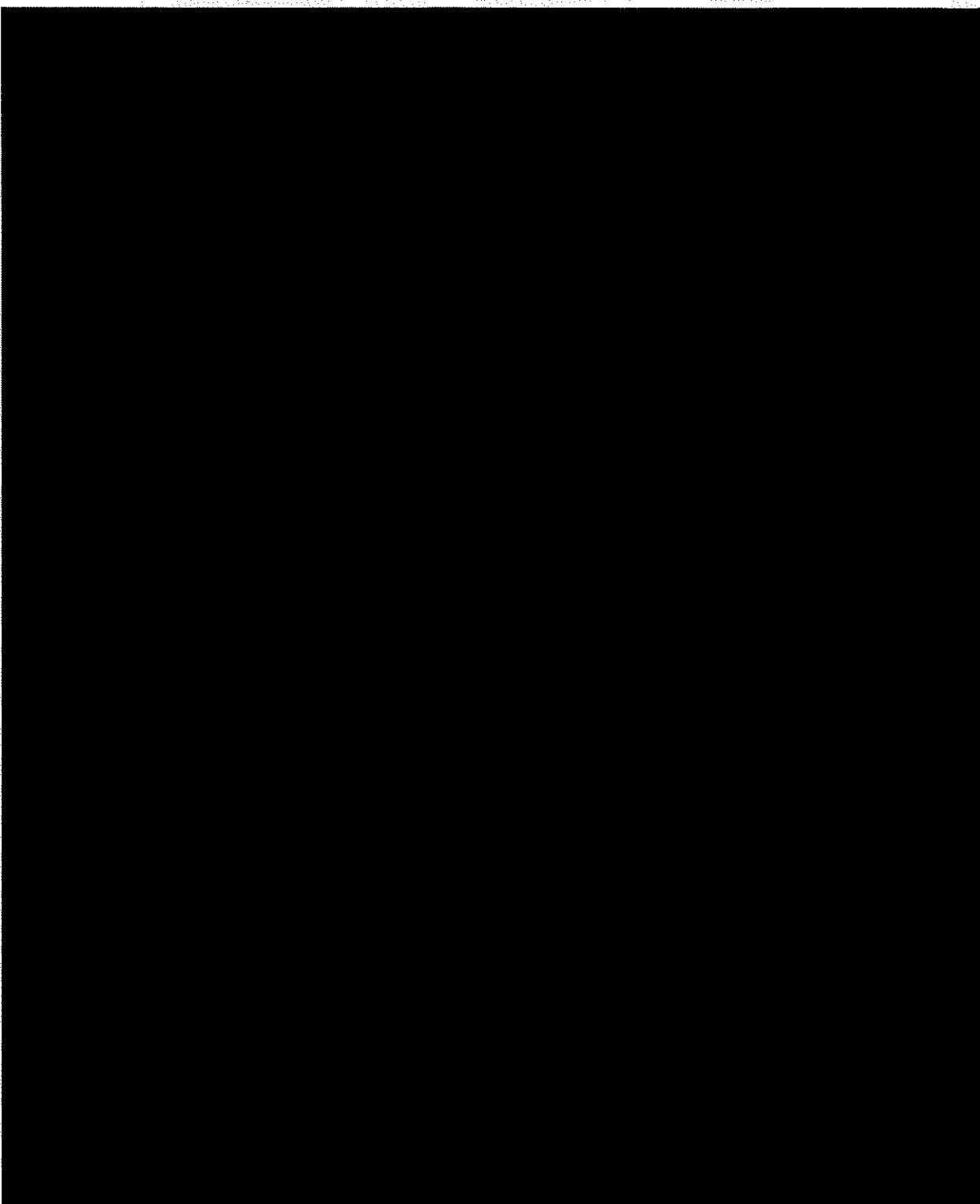
1 「調査課法人番号」及び「調査法人名」欄は、調査対象の法人名及び法人番号を記載する。

2 「取引相手先の名称」欄は、原則として英語等で記載する。

3 「活用効果の有無」欄は、「あり」「なし」を選択し、「増差所得（千円）」「うち不正（千円）」欄は増差所得等が複数事業年度にある場合は、総額で記載する。

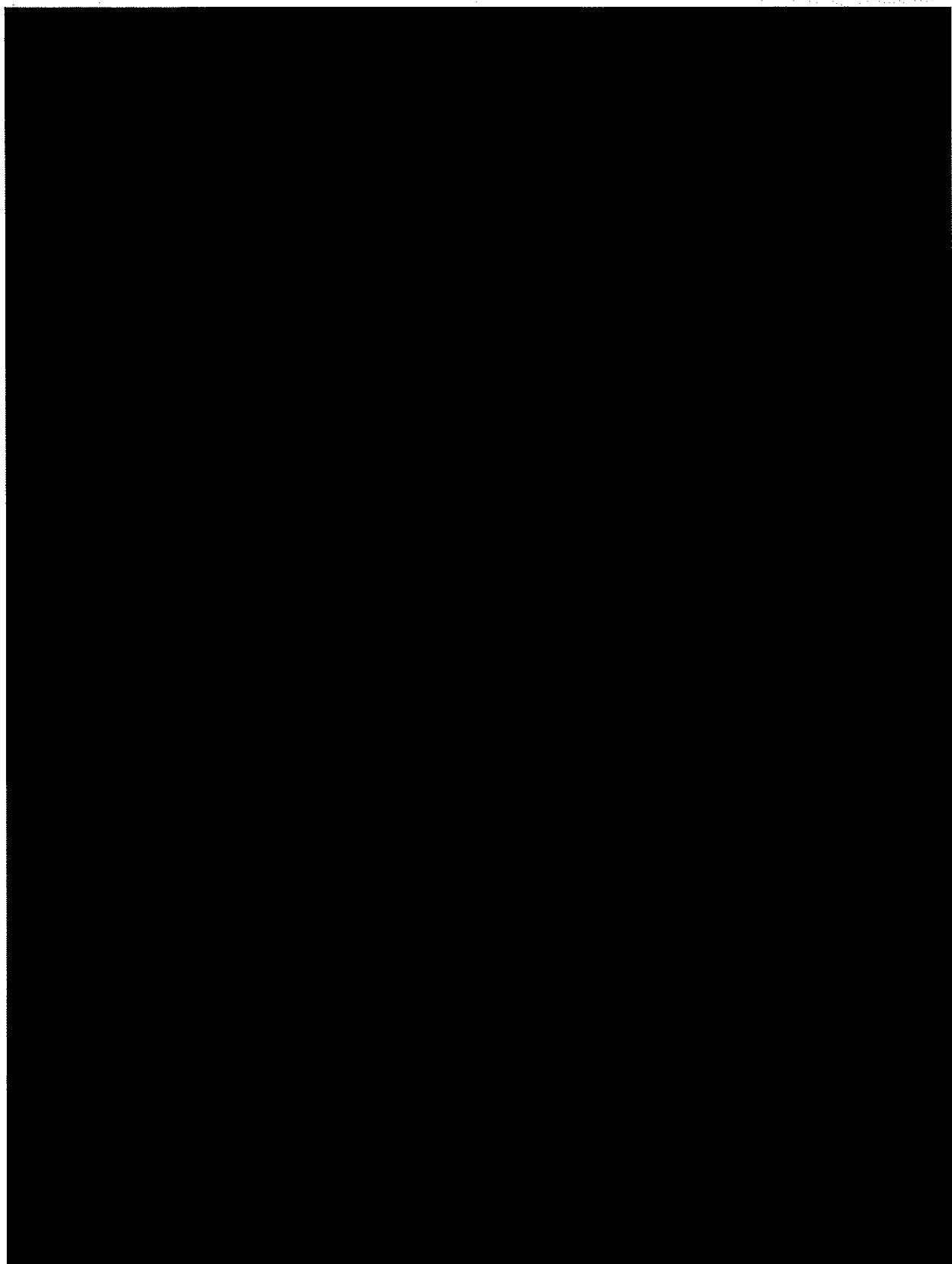
4 「処理対象事業年度」欄は、当該情報の処理対象事業年度を記載し、「処理年月」欄は、処理年月を記載する。

5 「否認概要」欄は、否認内容を簡記する。



(注)

- 1
 - 2
 - 3
 - 4
-
- A large black rectangular redaction box covers the notes section, from approximately y=823 to y=938.



(注) 1
2
3
4

調査官の海外派遣の実施計画（その1）

1 調査及び派遣計画の概要

局・所掌部門	東京国税局 調査第一部 調査第二部				
調査法人名 (英文名)	()				
調査計画日数	日	調査着手年月日	令 年 月 日		
調査対象事業年度	平・令 年 月期 ~ 平・令 年 月期 (期)				
派遣予定国・地域					
海外子会社等名					
確認対象事業年度	平・令 年 月期 ~ 平・令 年 月期 (期)				
派遣予定期間	令 年 月 日 ()	~	令 年 月 日 ()	(日間)	
派遣予定者	(所属) (所属)	(職名) (職名)	(氏名) (氏名)		

2 調査法人の概要

事業概要	
------	--

※ 法人管理簿を添付すること。

3 派遣先海外子会社（海外支店等）の概要

名称(英文)	(事業者登録番号等：)							
所在地(英文)								
最寄の中心都市からのアクセス	(都市名：)							
設立(開設)年月	年 月							
資本金(現地通貨)	(出資割合：直接 %、間接 %)							
出資関係図								
代表者名								
連絡先	(役職)	(氏名)	(電話番号)					
従事員数	名 (うち調査法人からの出向者 名)							
事業概要								
財務状況 (確認対象事業年度分)	(現地通貨単位：)							
	事業年度(至)	年 月	年 月	年 月	年 月			
	売 上							
	売上原価							
	販管費							
	税引前利益							

※ 調査法人及び海外子会社等の承諾書を添付すること。

【 - 】

調査官の海外派遣の実施計画（その2）

1 取引の概要（事実関係）

※ 取引関係図を添付すること。

2 課税上の問題点

3 調査官の海外派遣の必要性

4 確認事項

※ 取引の異なるごとに記載することとし、右上【 - 】欄に○枚中△枚目と表示する。

調査官の海外派遣候補者リスト

ローマ字	(名) (姓)			所属	東京国税局	
ふりがな					調査第●部	
氏名	(姓)	(名)		職名		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	男 女	出生地	都道府県	
ふりがな						
本籍地						
ふりがな						
現住所	郵便番号					
電話番号			携帯電話			
渡航中の連絡先	ふりがな					
	住 所	郵便番号				
	ふりがな				続柄	
	氏名					
	電話番号					
職歴 (直前) ↓ (旧)	所 属・職 名		期 間		普通科 本科 専科	期 期 期
			年 月 ~ 年 月			
			年 月 ~ 年 月			
			年 月 ~ 年 月			
俸 紹 (現級発令年月)	稅務 (年 月)	海外出張経験	年 月 () 年 月 ()			
健康状況	<input type="checkbox"/> 極めて健康 <input type="checkbox"/> 健 康 <input type="checkbox"/> 不健康			指導区分の有無		

(注)1 「氏名・ローマ字」欄:ヘボン式ローマ字(活字体大文字)で記載する。

2 併任者の場合、「所属」欄・「職名」欄には正確な内容を記載する。

3 「海外出張経験」欄:()内には、職務で出張した国・地域を記載する。

調査官の海外派遣の実施結果報告書（派遣後・処理後）

1 調査及び派遣計画の概要

局・所掌部門	東京国税局 調査部 調査第 部門
調査法人名	
派遣国・地域	
海外子会社等名	
確認対象事業年度	平・令 年 月期～平・令 年 月期(期)
派遣期間	令 年 月 日()～令 年 月 日()(日間)
派遣者	(所属) (職名) (氏名) (所属) (職名) (氏名)

2 確認結果

3 处理事绩 (令 年 月处理)

处理対象事業年度（平・令 年 月期～平・令 年 月期（期））

(单位:千円)

損益科目	貸借科目	増差所得	不正所得	否認の内容（簡記すること）
合計金額				

※ 調査官の海外派遣に関する非違を記載すること。

4 応答者

5 調査法人等からの同行者

6 臨場時の状況等

- (1) 臨場先の概況説明等、その活動状況等について十分な説明があったか
- (2) 帳簿・証憑類の整備・保管状況はどうであったか
- (3) 聽取事項に対する答弁及び関係書類の提示状況は的確であったか
- (4) 調査法人との意思疎通及び重要事項の決定等はどのようになされているか
- (5) 臨場先保管書類等について、調査法人において提示されなかった理由等
- (6) その他今後の参考事項等

「海外派遣の実施結果報告書（派遣後・処理後）」の記載要領

- 1 調査官の海外派遣を実施した事案について記載する。
- 2 報告書表題のカッコ書きについては、報告の区分に応じて不要な文言を抹消する。
- 3 「確認結果」欄については、次による。
 - (1) 確認事項ごとに記載する。
 - (2) 派遣によって新たに把握した問題点がある場合には、その内容及び確認結果についても記載する。
 - (3) 海外派遣後を了した場合の報告においては、確認結果により否認が見込める場合、否認見込み金額についても可能な限り記載する。
- 4 「応対者」及び「会社等からの同行者」欄については、役職及び氏名を記載する。
- 5 「臨場時の状況等」欄については、(1)～(5)の項目について臨場時の状況等に応じて、調査法人に係る今後の調査の参考資料として活用できるよう的確に記載する。
なお、「(6)その他今後の参考事項等」欄には、今後の海外派遣及び海外取引調査に当たり参考となる事項について記載することとするが、他の法人の調査においても参考となる事項については、別途「海外取引情報連絡せん」を作成することに留意する。

決裁日付	副署長等	統括官等	担当者
・	・	・	・

様式1

60日依頼チェックシート
(国税通則法第71条第1項第4号関係)

作成日 年月日
作成者
調査対象者
(整理番号等)

1 60日依頼の行使に当たっての必要性の判断基準(注)

下表(1)～(3)の基準に当てはまる場合は、確認欄に□をする。

下表(1)～(3)の全ての基準に□がつく場合は、2(裏面)の各項目を記載する。

	基準	確認
(1)	実地調査において、調査担当者が国外取引等に関する書類の提出等を再三求めたにもかかわらず、納税者がその求めに応じない。	<input type="checkbox"/>
(2)	情報提供要請の対象とする国外取引等について、次の要件を <u>全て満たして</u> おり、我が国と相手国との間で租税条約等の規定に基づく情報提供要請が可能である。 <ul style="list-style-type: none"> ・相手国との間で租税条約等を締結していること。 ・租税条約等に規定する情報交換の対象税目であること。 ・租税条約等に規定する課税年度の所得に関する情報であること。 ・日本での課税上の問題点が想定されること。 ・課税上の問題点と要請する予定の情報に関連性があること。 ・日本国内であらゆる手段を尽くしていること（60日依頼以外の手段によることが困難との検討結果に至っていること）。 	<input type="checkbox"/>
(3)	国外取引等に関して想定される非違の属する期間について、国税通則法第70条第1項に掲げる更正決定等の期限が、調査日時点においておおむね2年以内に到来する（通常の情報提供要請を行った上で相手国の回答を待っていては、当該想定される非違の属する期間について、更正決定等の期限を超過し、更正決定等をすることができなくなるおそれがある場合）。 (※) 令和2年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税から適用されることに留意する。	<input type="checkbox"/>

(注) 国外送金等調書法第6条第7項に規定する60日依頼を行う場合は、令和3年3月4日付課綱9-24ほか2課共同「国外財産調書制度に係る事務実施要領の制定について」(指示)に定める「60日依頼チェックシート(国外送金等調書法第6条第7項関係)」(様式1)を使用することに留意する。

2 60日依頼の行使に当たっての整理事項

(1) 調査通知をしている税目・期間	(税目)	(期間)
(2) 国外取引等に係る非違が想定される税目・期間	(税目)	(期間)
(3) (2)の更正決定等の期限	年 月 日	
(4) 実地調査において把握した国外取引等に関して想定される非違		
(5) 納税者の調査への協力状況（提出等の期限を60日から短縮しない場合は記載不要）	提出等の期限は通知の日から 日後を予定	
(6) 60日依頼の行使対象書類（注1）		
(7) 情報提供要請を行うこととした場合の要請内容（要請国、相手国側調査対象者、情報提供を要請する税目・期間、その他情報提供要請事項）（注2）		

(注) 1 課税上の問題点の解明のために必要であり、かつ、納税者が所有している又は入手可能と考えられる書類を過不足なく記載する。

2 更正決定等期間制限の特例が適用されるのは、60日依頼の対象とした国外取引等に関する情報について情報提供要請を行い、当該要請で得られた情報に照らして課税上の非違があると認められた場合に限られることから、情報提供要請を行う書類については、60日依頼を行う書類と同一とすることに留意する。

3 60日依頼行使の可否 可・否

所在地	
法人名	
代表者氏名	殿

●●国税局長

**国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について
(国税通則法第71条第1項第4号関係)**

自●●●●年●●月●●日至令和●●年●●月●●日事業年度(課税期間)の●●税の調査において必要が
ありますので、下記の国外取引又は国外財産に関する書類を、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、●●国税局●●
●●●第●部門●●宛にご提示又はご提出願います。

なお、指定の期限までにご提示若しくはご提出がなかった場合又はご提示若しくはご提出いただいた内容が
不十分な場合には、租税条約等の規定に基づき、外国の税務当局に情報提供要請を行う場合があります。当該
要請で得られた情報に照らして課税上の非違があると認められるときは、当該非違に係る課税期間について、
国税通則法第71条第1項第4号の規定に基づき、更正決定等の期限が情報提供要請を行った日から3年延長
されます。

また、指定の期限までにご提示又はご提出ができないことについて、貴法人の責めに帰すべき事由がない場
合には、更正決定等の期限は延長されませんので、ご提示又はご提出ができない理由を証する書類等を上記期
限までにご提出願います。

記

提示又は提出の対象となる国外取引又は国外財産に関する書類	提示又は提出の対象となる書類の期間

※この依頼は、国税通則法第74条の2の規定に基づき行うものです。

連絡先

●●国税局

●●●●第●部門

●● ●●

TEL ●● - ●● - ●● (内線●●)

第 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地	
法人名	
代表者氏名	殿

●●国税局長

国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について
(国税通則法第71条第1項第4号関係)

自●●●●年●●月●●日至令和●●年●●月●●日事業年度(課税期間)の●●税の調査において必要が
ありますので、下記の国外取引又は国外財産に関する書類を、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、●●国税局●●●●第●部門●●宛にご提示又はご提出願います。

なお、指定の期限までにご提示若しくはご提出がなかった場合又はご提示若しくはご提出いただいた内容が不十分な場合には、租税条約等の規定に基づき、外国の税務当局に情報提供要請を行う場合があります。当該要請で得られた情報に照らして課税上の非違があると認められるときは、当該非違に係る課税期間について、国税通則法第71条第1項第4号の規定に基づき、更正決定等の期限が情報提供要請を行った日から3年延長されます。

また、指定の期限までにご提示又はご提出ができないことについて、貴法人の責めに帰すべき事由がない場合には、更正決定等の期限は延長されませんので、ご提示又はご提出ができない理由を証する書類等を上記期限までにご提出願います。

記

提示又は提出の対象となる国外取引又は国外財産に関する書類	提示又は提出の対象となる書類の期間

※この依頼は、国税通則法第74条の2の規定に基づき行うものです。

上記の内容を記載した書面(「国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について(国税通則法第71条第1項第4号関係)(交付用)」)を、確かに受領しました。

氏名

次のとおり「国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について(国税通則法第71条第1項第4号関係)(交付用)」を送達した。				
整理欄	送達を受け るべき者	住所又は居所 氏名又は名称	送達した場所 送達した時間	
	受取人と上記の者のとの関係			
	担当者	所属官署 氏名	備考	

所在地	
法人名	
代表者氏名	殿

●●国税局長

租税条約等の規定に基づく情報提供要請を行った旨の通知書

下記の事項について、令和●年●月●日に「国外取引又は国外財産に関する書類の提出依頼について（国税通則法第71条第1項第4号関係）」により依頼した書類の提示又は提出がなかったため、租税条約等の規定に基づき●●の税務当局に対し情報提供要請を行ったことを通知します。

なお、当該要請で得られた情報に照らして課税上の非違があると認められるときは、当該非違に係る課税期間について、国税通則法第71条第1項第4号の規定に基づき、更正決定等の期限が情報提供要請を行った日から3年延長されます（注）。

記

情報提供要請の内容	要請国	
	要請年月日	
	対象税目	
	要請内容	
更正決定等の期限が延長される可能性のある税目・期間	(税目)	(期間)

（注） 国税通則法第71条第1項第4号により、次の(1)の事由が生じた場合において、次の(2)の事由に基づいてする更正決定等については、その期限が延長され、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間行うこととされています。

- (1) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員が納税者にその国税に係る国外取引又は国外財産に関する書類の提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内でその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかったこと。
- (2) 国税庁長官が租税条約等の規定に基づき、当該租税条約等の相手国等に上記(1)の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請を行った場合において、その国税に係る課税標準等又は税額等に関し、その相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。